

議 事 録
名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会
第 8 回

1. 日 時： 平成 25 年 6 月 10 日（月）13:30～17:25
2. 場 所： 東京交通会館 カトリアサロン

3. 議事次第

- 1) 国内措置のあり方に関する論点整理について
- 2) 検討会報告書素案について
- 3) その他

4. 配布資料

- 資料 1 国内措置のあり方に関する論点整理について
資料 2 検討会報告書素案

参考資料 IUCN の名古屋議定書解説手引きによる「遺伝資源」の解釈

5. 出席者

（委員）

磯崎座長、浅間委員、小幡委員、北村委員、小原委員、鈴木委員、炭田委員、寺田委員、西澤委員、二村委員、藤井委員、丸山委員、吉田委員

（関係府省）

外務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省

（事務局）

環境省：星野大臣官房審議官、亀澤自然環境計画課長、牛場生物多様性施策推進室長、中澤課長補佐、杉井課長補佐、辻田係長、笠原係長、小林事務補佐員
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング：森口主任研究員、西田研究員
ノルド社会環境研究所：蘭主任研究員、福田研究員

開会

中澤補佐 予定の時刻が参りましたので、ただいまより、第8回名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご参加いただき大変ありがとうございます。

初めに、お配りした資料の確認をさせていただきます。資料1が「国内措置のあり方に関する論点整理について」、資料2が「検討会報告書」の素案です。参考資料として、「IUCNの名古屋議定書解説手引きによる「遺伝資源」の解釈」を抜粋しているものをお配りしています。

本検討会は公開で行わせていただきます。

それでは、座長の磯崎先生に進行をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

磯崎座長 それでは、早速議事に入ります。前回、議論が途中となっています。

炭田委員 すみません。その前に議事次第について、ちょっとご質問があります。よろしいですか。

磯崎座長 はい。

炭田委員 3点あります。まず第1点目は、今回の資料は先週金曜日の午後に配付されました。これは次の月曜日に会議をやるわけで、その直前に配付されたということを議論したいのです。

毎日オフィスに行っておられる方もあれば、時々しか行かない人もおりますし、自宅で受け取るという場合もあります。私に関しては、この資料を十分に咀嚼する時間がなかったことは、非常に残念に思っている、ということをお伝えしたいと思います。

この一連の会合で、これまでも直前に資料を配付するというパターンはありまして、今回が初めてではありません。我々としましては、この会合というのは、日本の国益とか、あるいは産業界や科学技術、学界にとって、非常に重要な案件を議論していると信じていますので、今後は十分な時間的余裕を持って配付していただきたい。よろしくお願いいたします。いろいろな事情で配付が遅れた場合は、また後で時間をとって、皆さんが資料を咀嚼する余裕を与えてから、もう一回コメントを聞くという機会を確保していただきたいと思います。これが第1点です。

それから第2点目ですが、前回の会議で、「今後の検討の進め方」(これは前回の資料1ですが)に関連して、論点に関する議論がまだ不十分なので議論をさらに継続すべきであること、あるいは、産業界・学界の実態把握が不十分なままで拙速に報告書をまとめようとするには大きなリスクがあること、等により我々は懸念を感じているということをお伝えしました。それに加え、前回の資料1は、いろいろな内容を修正する必要があるということも申し上げました。そこで、今回の第8回から8月までの間に、事務局としては、あるいは座長としては、どのようなスケジュールで検討会を進めるお考えなのか、ご説明いただきたいと思います。

それから第3点目です。今回、「検討会報告書素案」というものが配付されました。政府のほうで今後いろいろ検討のスケジュールをお考えなのだと思いますが、この検討会報告書というものが、どのような目的で、あるいは、その検討スケジュールの日程の中でどのような位置づけをして活用するご予定なのか、これもあわせてご説明していただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

牛場室長 まず1点目ですが、資料の配付が遅れておりましたこと、申し訳ございません。次回以降、できるだけ早くお送りしたいと思っております。

資料 1 につきましては、前回お配りした資料と基本的に変わってございません。

資料 2 につきましては、かなりの分量になってございますが、基本的には現状のところを整理しております。また後ほどご説明いたしますが、これについては、また記述ぶり等については、また後日ご意見をいただければ修正をしたいということで、今日の議論も進めさせていただきたいと考えております。

それから 3 点目でございますけれども、あり方検討会につきましては、今日の議論を踏まえた上で、今後の進め方について、座長と相談していることについて、また後ほどご説明したいと思っております。基本的には、前回、課長から申し上げましたように、検討会としては一定の取りまとめをいただきたいと考えております。

この検討会で引き続きこういったことを詰める必要がある、といったご意見は、当然承りたいと思っておりますが、検討会につきましては、一旦こちらの取りまとめを進めさせていただきたいと考えております。

具体のスケジュールにつきましては、また後ほどご説明をさせていただきたいと考えております。

炭田委員 確認ですけれど、前回の資料 1 というのは今回の資料 1 とは違っていて、今回の資料の中には入っていませんが...

牛場室長 スケジュールですね。

炭田委員 そうです。だから、前回の資料 1 の内容は、そのまま何ら変更なく、それでいきたいというお考えなのですか。

牛場室長 その点につきまして、変更のことも含めまして、また後ほどご説明させていただきたいと思っております。

炭田委員 わかりました。

磯崎座長 そのほか、いまの点ではよろしいでしょうか。

いま事務局からもありましたように、資料の配付の遅れですが、議論していくのは、今日の資料の大きい横長の資料 1 ですが、これについては前から出ている資料ですので、それに基づいた議論ということでお願いいたします。

1) 国内措置のあり方に関する論点整理について

磯崎座長 そうしましたら、この配付されている資料 1 で、「病原体の扱い」からになりますが、この項目についての意見、その他、お願いいたします。いかがでしょうか。

藤井委員 ここに書いてあることは、大体私がこの会のどこかでお伝えしたことかと思っております。繰り返しにしかならないのですが、基本的にやはり病原体というのは CBD の理念に合わないのではないのかなと思っています。もっとも CBD の中には、潜在的有用性ということで、潜在的にも有用性がないということを厳密に証明することは、多分ほぼ不可能だろうというようなこともありまして、現実を除くのは、必ずしも、きちりロジカルに説明しにくい部分もあるかと一方でも思っております。そういう意味で、最低限簡便な手続、特に緊急事態において簡便な手続というのは必要だろうと思っております。

また、WHO でも、もちろん全ての病原体を WHO で何か取り決めをつくるというようなことは多分無理であろうとは思いますが、WHO の取り組み、ルールづくり、そういうものと、干渉したりすることはやはり問題だろうと思っておりますので、そちら側の動きもきちり見ながら、このあたりは考えていく必要があるだろうと思っております。

厚生労働省 厚生労働省も、感染症など爆発的な流行の緊急時については、治療薬や予防薬などを迅

速に創出する必要があるため、病原体については、手続の簡素化等について考慮していただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

寺田委員 植物の場合にも病原菌というのがあるのですが、これは WHO が決めたことを準用されるのかどうかということも気になりますし、前から言っているように、植物の育種というのは 10 年とか、かなり長期にかかるわけです。ですから、結構前もって病原菌などを輸入できないと、それに強い植物をつくるという育種が遅れてしまうのです。そういう意味からして、特別に出さないとか、そういうことではなくて、誰でも利用できるようにしていただかないと世界中で困ると思うのですが、その辺の検討をお願いしたいと思います。

磯崎座長 その場合なのですが、前回はそれぞれいくつかの項目で重なる、考慮しなければならないポイントなのですが、議定書だとこれは 8 条が触れていることなのですが、考慮義務であって、提供国が考慮した上で、どのような法律規制になるかは提供国の判断となっています。

いま 3 人の方から出されたような要望はあるとして、提供国の国内法が病原体についても規制管理をしている、そのような場合に、利用国としての日本で、その提供国の法律とは違う対象にすることができるかどうかという問題があります。説得性のあるような説明ができるかどうかなのですが、その点はいかがでしょうか。

小原委員 前回からも、いまの座長のおっしゃった点は全てにかかわるような気がするのですが、全ての物のやりとりに関しては、契約がきつとあると思うのです。法律はもちろん提供国のほうでカバーされるのは当然のことだと思いますが、その後、いま国内措置というのが、例えばモニタリングをするとか、そういうことの仕組みを議論していると思いますので、そこから外すべきだという議論だと私は思います。

したがって、提供国の国内法を守るかどうかというのは、それを受け取ったところの契約の中にどう書いてあるかということで基本的には行けるはずだと思うのですが、それではいけないのでしょうか。

磯崎座長 契約の話ではなくて、提供国の法律の話です。

小原委員 提供国の法律に沿った契約を結ぶはずですよ。

磯崎座長 いや、提供国の法律が病原体についても規制管理の対象にしている、という場合であって、契約の中身の話ではなくて。

小原委員 提供国がそれをモニタリングしろと言ったら、モニタリングをしないといけないという、そういう理屈ですよ、先生のおっしゃるのは。

磯崎座長 いや、提供国が言うのではなくて、提供国の国内法を遵守しているかどうかです。

小原委員 はい。でも、遵守していますと契約で宣言すればいいということではないのでしょうか。

磯崎座長 契約の話ではなくて法律の話なので、提供国の国内法で何か義務づけられている、その話です。

小原委員 提供された人がそれを実行するのは当然だと思いますが、それを国内で何らかの措置をするところまで及ぶかが議論の分かれ目だと思うのです。国として、それにどう対応するかというのは、いま、まさにこの議論ではないかと思うのですが。

磯崎座長 そこで、利用国である日本の側で、病原体については、もし外すということ、提供国の国内法令では対象にしているものを、どうして日本でそれを除外することができるのか、という問題が出てきます。

小原委員 そもそも条約に入っていない大きな国もあるわけですから、つまり地球レベルでの生物多様性、あるいはこの病原体の活用ということを考えてときに、どちらの理屈が合うのかということもあ

るのではないかなと思います。アメリカでは、それはそもそもしていないし、別のやり方でやっているはずですね。

逆に言えば、新米で誠に申し訳ないですけど、そもそもこの議定書ではいろいろな議論があって、ご努力があって、ここに至っておりますけども、当然問題は生じるわけです。これを国内の措置の中にどういうふうに落とし込むことが現実的、かつ国益に沿うかという議論をしないとイケないと思っているのです。そこで法律の先生の知恵がやっぱり必要じゃないかと思うのですが。

磯崎座長 そのときに、提供国の国内法令の中身を左右するようなことを日本ではできないという基本があります。ですから、国内措置で利用国側で何かを判断することは可能なのですが、それを国際的に、あるいは相手国とのかかわりで、説得力のある合理的な説明ができれば、それでも構わないということです。特に名古屋議定書の第8条との関連でそれが問われます。ですから、制約しても構わないですが、説得力のある合理的説明ができるかどうかということです。

小原委員 非常によくわかります。であれば、いろいろなことがありますから、総合的に判断しないといけないわけですけども、トータルに考えて、それが日本の国益をもし脅かすのであれば、議定書そのものを再検討するという必要も出てくるかと思うのですが、そこまで踏み込んで議論をせざるを得ないのかなと。

磯崎座長 議定書より前に、生物多様性条約がそのような主権的権利を認めていますので、生物多様性条約の15条と沿わないようなパターンはとりにくい。ですから、名古屋議定書だけの問題ではなくて、条約まで遡ることになります。

というのは、日本が国内措置をとるかとらないかにかかわらず、あるいは名古屋議定書が発効するかどうかにかかわらずですが、生物多様性条約に基づいて、例えば病原体までを対象にする国内法令をどこかの国が持つということは問題がありません。そのようなときに、研究団体であっても、企業であっても、その国から、あるいは、その国を経由して、どこかの国を経由して、その病原体を日本で利用するというときには、議定書とかかわりなく、日本の国内措置とかかわりなく、義務がかかってきます。

問題なのは、そこで、利用国側で、それについては規制管理をしなくていいというような言い方に聞こえてしまうと困る、ということがあります。

小原委員 後での議論になると思いますが、規制を全くゼロにするということがいいかどうか、これはまた別の問題ですが、現在、ベネフィット・シェアリングということですね、だからベネフィットが生じるかどうかということが一つの分かれ目になるので、例えば商業化、非商業化というところも論点になるかと思うのですが。

磯崎座長 生物多様性条約の15条7項ですが、取得利用の管理規制と利益配分は全然違う話で、規制管理のところに提供国の許認可に関する権限がかかわります。提供国の国内法がそのような許認可に際して手続を定めていたり、一定の事柄を義務づけているときに、それに従うのは当然なのですが、その場合、その国を離れて、日本に来ているときも、その手続義務を遵守する、しないという、その議論になってしまうと好ましくないと思います。

外務省 先ほどからの意見でもうちょっと視野を広くして考えなければならぬのかなと思うのは、ベネフィット・シェアリング自体が単純に利益を、金銭的な利益だけを配分するというものではないので、特に緊急性の多いものについては、その研究成果をもとの提供側にシェアすると、そういうようなことも非金銭的なベネフィットとして議定書の中には書かれております。

そういうことを考えると、よく医薬品では、そういった成果というか、投資の成果が途上国にシェアされないような問題がありますので、そのようなことを考えると、大きな広い意味でのベネフィット・

シェアリングという形では、やはり検討の対象としないといけないのかなと感じております。

小原委員 私は、いまの点は契約で全てカバーされているのではないか、という意見でした。

外務省 そこについては、既に説明がありましたとおり、契約を遵守しているかどうかというのを、それをチェックするというのは、これは国の責任という形で条約の中に明記されております。契約で書いているからといって、これを国がやらなくていいということに整理するというのは、それをもって名古屋議定書の国内措置として議定書で担保できるものと解釈するのは難しいのかなと、条約、議定書を所管している外務省としては考えています。

磯崎座長 そのほかいかがでしょうか。項目整理で、この中では、外す、あるいは、簡易な、という意見は出たのですが、病原体を含めるという、その方向での意見はないですか。

鈴木委員 むしろ、線が引けるかどうかがまず一番にあると思うのですね。つまり、その菌自身も、いままで微生物でも、病原菌であると同時に、有用物質を生産するのは山ほどあるので、そのときに、昔から申し上げているように、目的と組み合わせになって初めて多分有効になると思いますから、それを相手国のほうもカバーするような形でやってくれないと、日本は、もしそういうふうこちらがうまくそれを、いい意味で、その病原菌と有用物質生産が同じ議論ができないときに、それを区別しようといういい意味で考えたときに、それを相手が受けられる体制をつくっていかないと、やっぱりこちらだけになってしまいますよね。というようなことでは、ちょっと心配ではあります。

つまり、全体をひっくるめるべきだと言っているのではないが、そういうことができるかどうかを十分議論しないと、自分たちもいろんな目的の微生物を提供したりしているときに、逆に線を引かなきゃならない立場になっていますので、心配ではあります。

磯崎座長 いまの鈴木さんからの重要な指摘ですね、病原体ということで必ずしも区分はできないと。全てを含めるべきであるという観点からではなくて、別のところからそういう指摘もあります。

小幡委員 病原体に関しては、緊急性を要するような場合が非常に多いと思います。例えばインフルエンザウイルスのときにワクチンをつくるとか、いままで経験したことのないような重篤な感染症が起きたとき、どのようにしてワクチンをつくるかとか、そういう研究開発は、人類の健康のために必要不可欠なことです。それが、ベネフィットがあるかどうかとかいう前に、実際に行動を起こす必要があると思います。

インフルエンザでわかるように、いかに日本がワクチンを早くつくったかということが、事によったら日本人のサバイバル、もしくは世界中の人類のサバイバルに影響すると思います。

ですから、病原体ということの定義が必要ですけど、ヒトに対する病原体については、簡便、もしくは迅速に対応できるようにしておく必要があると思います。

磯崎座長 その点は、先ほどからの議論と同じなのですが、第8条で既にそのような趣旨での考慮は義務づけられています。提供国がその考慮をした上で、提供国の国内法に病原体まで対象にするという、そういう法律が存在する場合に、日本でそれを除外したり、緩和したりする、その合理的な説明がもう少しあると、そこが先へ進めると思うのですが、その点でどうでしょうか。

鈴木委員 先ほどの全体について、例えば小原先生がおっしゃっていた話について言うと、やっぱり全て相手があることで、日本が日本のために我々の法律をつくると、話はそこだけで完結するのでいいのですが、相手の法律に対して、それにレスポンスみたいな形で法律ということになると、まして法律の素人にはもっとわからなくて、例えば相手のリソースをこういうふうに使ったならば、この国はもちろんこういう処罰をされる、この国は大丈夫とかいうような話の場合には、当然それを日本の法律として、それを受けるといふのを約束する法律になるという考え方でよろしいのでしょうか。

つまり、実際、自分の理想的なところで言うと、例えば日本が利用国と考えたときに、提供国がいろんな生物資源を持っている。それを、この国はこういう使い方ができる、この国はこういう規制がかかっているというのに加えて、それぞれの国が自分のリソースをいかに価値のあるものとして見せて情報提供をしてくれるかということの中で、提供国側が正当な、「競争」と言うと言い方はおかしいですけど、我々が選ぶ権利ができるくらいうまく整備されてくると、利用側にとってもメリットが出てくる関係がつかれると思うのです。逆に、先ほどの例えばベネフィットについても、うちの国ではこれはベネフィットと認めないとか、そのようになってきてしまうと、こっちはこれが提供できるからいいと思っていたのも、うまくいかないという意味で、相手国の法律とこっちの法律の組み合わせで初めて動くものという。いまのお話も、病原菌の形で提供ができる国、できない国が出てくるというおそれがあるとすれば、ケースの組み合わせがすごい難しくなってくるのではないかという心配があるのです。

つまり、日本の国だけの法律をつくることで用が足りるかということ、足りなさそうな気がするので、前回、私がここで申し上げたのは、むしろ相手国のこんなのが出てくるから、それに対する我々の法律としてはこういうものを法律というか、措置として、こういうふうに応えていくと、そういう利用環境が、より円滑になるのではないかと申し上げたつもりだったのですが。そういうような形で、どうも我々だけの議論では何か、なかなか、どのようなものができたらいいとならないような気がします。

磯崎座長 名古屋議定書との関連で、もちろんそこまで細かいのをやる国があっても構わないと思いますが、議定書はそれを義務づけているわけではないので、例えばこの委員会での意見で、そこまで細かくやるべきであるという、そういう方向性であれば、それはそれで必要かもしれません。ただ、そこまでやる必要はないので、その検討をしてもいいのですが、その検討までする場合は、非常に細かい、一番厳しいのに近いところを、このあり方として一番厳しいところを考える、という場合には必要かもしれないです。

でも、そうではないという場合には、その検討はあまり必要がないかと思います。

小原委員 追加ですが、いずれにせよ、どこかでこの国内措置というのは、どういう形にしてお決めするわけですね。最終的には内閣で決めるわけですね。そのときのことを心配するわけですが、そのときに、諸外国、提供国のやり方というのが全部出ておれば、それなりにやらざるを得ないかもしれないし、やることが決まってきますが、いま、どうしようかというときには、鈴木先生がおっしゃったように、ちょっとこれはやりようがないなど。逆に言えば、じゃ、最終的に国として決められるところもやりようがないのではないかと。そこで、えいやっと決められるのは困るなど。だから、そこではやっぱり歯止めはしておきたいというのが私の感触でございます。

磯崎座長 歯止めというのは、

小原委員 こうなってほしいというのが、やっぱりあると思うのです。国内の産業、研究開発の現場から考えたときに。ただ、しかし、相手が全部決めて、非常に厳しいものになったら、批准しないというのも一つあると思っていますけれども、それに対応した措置を国として決めていただくしかないのだろうと。こちらとしては、こうあるべきだというのは、この検討会で議論をして、やれるかなと。

磯崎座長 厳しい国があったときに、日本側で後退をするというのは、どういうことでしょうか。

小原委員 そこからもらった場合には、それに応じた措置をせざるを得ないのではないのでしょうか。

磯崎座長 厳しい国があったときには、さっきの話のように、提供国の国内法がここまで対象にしている、それは厳しすぎるから、日本で少し緩和するという、そういう趣旨かと思ったのですが、そうではなくて、提供国の国内法で...

小原委員 提供国の国内法が、例えば全ての国が厳しくなったら、これはもう国際標準になりますよ

ね。

磯崎座長 いや、そうではなくて、どこかの国が...

小原委員 それは厳し過ぎるという言い方はできると思います。

磯崎座長 というときに、ですね。

小原委員 すみません、混乱してきました。

中澤補佐 いまのところは、15条で、相手国の制度に従って日本の国内制度を合わせるのか、それとも、一定のレベルを持って遵守をするのかと、そういうご趣旨と受け取ったのですけれども、例えば15条を、相手国の制度でPICとMATがとられることとなるような措置をとると。だから、どんな制度であっても、PIC、MATをまずとりましょうと。それはいまのCBDでも一緒です。

一方、いまのEUの国内措置案では、6条3にのっとっているものがあるかないかをきちんと確認する。

だから、相手国の制度に合わせるのではなくて、相手国のPIC、MATをきちんととっているか、とっていないか、それがまず基本になる。15条はそういうことではないかと思うのですけれども。それを基本に考えることで、例えばいまEUの国内措置案は動いていると、そういうことになります。

炭田委員 私から、ちょっと違った観点からいまのことについて申し上げます。

この会合では、日本の国内措置のことを議論しています。国内措置を議論する場合は、相手国の国内法に関する日本の国内遵守措置の問題と、議定書あるいは条約本来の全体の目的を円滑に実施するための措置の問題という二つの側面があると思います。座長が法律のご専門だからかもしれませんが、国内遵守措置による規制という観点のところのみにフォーカスが行っているように思います。規制の話になってくると、現場の実態を担当する者から見れば、国民にとってゆゆしき問題も起こり得ることが予見できる。では、それにどう対応するのか、という議定書を円滑に問題なく実施するための国内措置を考える必要がでてくる。委員の方々は円滑な実施措置の問題について実態を踏まえて議論すべきという意見を言われている、と私は思います。

だから、実態のことに関して議論せず、政府が規制範囲の法律論だけのことで議論を終えさせ、そういう規制が引こうとしたら、後になって国内で問題が起こったときに対応のしようがないわけです。

ここにおられる委員の方々はそれぞれの分野において実態をよく知っておられるから、政府として、その人たちが示す懸念を十分に吸い上げて、それに対してどういう解決策（ツールを含めて）を用意しておくべきかを議論するべき、ということだと理解します。

法律論による範囲だけの問題として片づけようとするのは、私は、車の両輪のうち一方のほうに欠けた議論になると思います。

磯崎座長 いまの話ですが、この検討会の国内措置のあり方に入っていますので、その範囲内で、具体的に何かというのは少し後の話になるかもしれないですが。効果的に、いまの具体的な項目の前の、あり方の基本方針のようなところに、過重な負担にならないように、とか、条約の目的が確保されるように、というのが、あり方の一番の基本としてまず出ています。その次の、今日議論しているところは、その大きなあり方の基本方針の具体的な枠や方向性の論議ですので、現在議論しているこの4番という項目の、その中に入ってくるべき事柄です。これまでも何度か触れていますが、現在それぞれの項目ごとに議論をしていますけれども、ここに挙げられている項目が全て網羅的ということではないので、関連する項目は必要に応じて追加をしていくという予定でいます。

特に、いま炭田さんが触れた、効果的に、あるいは過重な負担にならないような形で実施していくため、それに対する支援的なものであったり、それを前提にして考えられるべき、そのような措置につい

ては、支援的な項目ということで扱えるのではないかと考えています。

そのほか、どうでしょうか。特に第 8 条に関するときは、これは繰り返しになりますが、第 8 条が既にある国際的な一定の価値判断から考慮義務を締約国に定めています。その考慮義務を果たした上で、提供国がどのような国内法を設定するか。

言いたいことは、提供国の国内法のあり方について、この場で議論をしても仕方がないということ。それから、医薬、病気と人類というような WHO の場で議論するような事柄、あるいは WHO と生物多様性条約との間で処理すべき、そのような事柄についても、この検討会で主張しても仕方がないところがあります。

そうではなくて、提供国が国内法を定める主権的権利を有しているという前提の上で、先ほどからの議論にも一部あったのですが、ここまで提供国が、厳し過ぎるとは言えないですが、厳しいものを定めているとき、それについて日本国内では別のやり方をすることについて説得力のある合理的説明があれば、それをぜひ出していただきたいということがポイントになります。

吉田委員 議論の流れで、2 点あると思います。一つは、この病原体の扱いにかかわらず、いま話しているページに共通すると思うのですが、提供国側のルールに全部従うのだということになってしまうと、原則がないのではないかと。病原体の扱いのようなものに関しては、そういったものに対処する方法をつくっていくことが人類全体の利益にもなるのだから、日本の考え方としてはこうだというような、そういうまとめ方でいきたいけども、法律上は提供国側のルールや国内法に従わざるを得ないということに矛盾があると思うのです。

その 2 点目としては、ここでどこまでまとめるかということですが。磯崎座長がおっしゃった、考え方の部分をきちっと議論するのであれば、この例えば病原体の扱いなどについては、こういった名古屋議定書の 8 条の (b) で、考慮すべきこととして、ヒト、動物または植物の健康に脅威または損害を与える差し迫った緊急事態、というようなことも書いてあって、こういったものに関してはある程度は考慮しなくてはいけないということが謳われているわけですから、それに対しての原則的な考え方を、ちゃんとこの会議としてまとめて、それに合うような国内制度をつくっていくべきである、ということをするればいいのではないかなと私は思います。

ただ、難しいのは、どの生物が、どこが緊急的なものであって、どこは緊急的でないというのは、なかなか線引きは難しいですし、その辺についてどう表現するかということはあると思うのですが、原則的には、この 8 条の (b) にも書いてあるように、そういった病原体に対する対処が開発されれば、途上国にとっても利益になっていくというような態度を日本側が示していくことに尽きるのではないかと思います。

炭田委員 私が先ほど申し上げたのは、議定書を実施するためには、一つは、こういう遵守措置の問題がありますよということと、もう一つは、国内にそういう措置を作ると悪影響が発生し得るから、(例えば病原体の場合は国民の生命すら危うくなるというリスクが予見される場合)、そうならないようにするための措置はどうあるべきかという二つの問題がある。私はこの二つを車の両輪だと言っているのです。

いま、座長のご説明では、まず遵守措置のほうにフォーカスして、悪影響にどう対処するかは別途、基本方針等の下で、分けて考えるというご説明をされました。私は、論点ごとに特有の問題があることを強調したいです。例えば、あの問題は国際ルール上ではこうだけれど、同時に国内措置としてこういう解決方法でやりますという車の両輪で扱わないと、現実の実態の中で生きている我々にとっては、緊急時に即座に対応できない。政府による解決策の担保なしに、一面的な遵守措置を作ろうとすることは

受け入れられないですね。

だから、磯崎先生が言われた基本方針のところ、支援的な措置等で別途検討しますよという言い方をせずに、イシューごとに、論点ごとに、いろいろ特有の問題が発生するから、範囲に関してはこういう法的な議論になるけれども、こういう心配事があるからそれはこう対処しましょうという議論を、この検討会で、実態に即してやっておくべきです。そうでないと、我々は遵守措置そのものに関して、最終的に賛成できないということになります。

ですから、円滑で、賢明な、現実的な実施措置と遵守措置の議論を、同時並行的に進める必要があると思います。

磯崎座長 名古屋議定書は、遺伝資源の取得・使用についてルールを決めているわけではないので、それ自体で何かルールがあって、利用国が別のルールをするわけではなくて、提供国の国内法令が定めることがルールですので、名古屋議定書が、先ほども言いましたように、あるなしにかかわらず、遺伝資源の利用のためのルールは、名古屋議定書があってもなくても同じものです。名古屋議定書で何か上乘せされるわけでもないですし、それに基づいて、国内で何か上乘せされるわけでもないです。

炭田委員 いや、そうじゃないですね。

小原委員 多様性条約では、もちろんボン・ガイドラインというのがあって、当然、PIC、MATという考え方があると、それは了解していますが、名古屋議定書では、ベネフィット・シェアリングのところを確保するために国内措置をとれと、という理解しているのですが、そうではないのですか。名古屋議定書がなかったら、国内措置に関しては…。だから PIC、MAT をとるのは当然ですよ、もちろん。

磯崎座長 利益配分の確保も、生物多様性条約の中で既に決まっていることです。

小原委員 それを提供国側から言うのは当然だと思いますけど、それを確保するために、利用国側で国内措置をとるとというのが、追加ではないのでしょうか。

磯崎座長 その国内措置というのは、提供国の国内法令の遵守です。

小原委員 はい。

磯崎座長 国内措置の国内法令の遵守というのは、これはある意味、生物多様性条約ではなくても、主権国家の国内法令を遵守するというのは、現在の国際社会の基本ルールであって、生物多様性条約が決めたわけでもないですし、名古屋議定書が決めているわけでもないです。

小原委員 国内措置をとるということ自体は、新たな追加ではないのですか。

磯崎座長 国内措置の対象になっているのが、提供国の国内法令を遵守しているかどうか、です。

小原委員 それは新しく追加されたことですよ、名古屋議定書で。

磯崎座長 はい。それがあっても、なくても、研究団体や企業は、相手国の国内法令は、いつ、どの場面でも遵守を求められます。

小原委員 それを遵守しているかどうかを、国として、モニタリング、あるいは何らかの法令、あるいはガイドラインをつくるということが、いまの議題ですよ。それをどのようにするかという。

磯崎座長 はい。

小原委員 それは新たに加わったことですよ。

磯崎座長 はい。そのときに、外国の国内法令の遵守はしなくてもいいと受け取られてしまうような言い方がされると、そこが心配であるということです。

小原委員 よくわかりますが、そこが議論の分かれ目じゃないかと思います。

磯崎座長 病原体という点では…

経済産業省 議論を聞いていて、特に提供国の措置に関しては、確かに提供国が独自に決めることが

可能だということは、そのとおりだと思うのですが、実際の国際的な、どのような措置を導入するのかということについて、ある程度の働きかけというものが、例えばキャパシティ・ビルディングのようなものを通じて、可能なのではないかと考えているところでございます。

そのときに、そういう取り組みに関して、民間企業や学術の方々や、そういう方々と、政府が一体となって取り組む体制を検討することも一つ可能かなと思いましたので、ご紹介させていただきました。

炭田委員 私がさっき車の両輪だというふうに申し上げた事に対して、いま非常に貴重な意見を言ってくれたと思います。この報告書を書くときは、国民が困るような事態が発生しないように、政府、民間、学界等が一体になって、国内措置の中に、円滑に実施するための措置が必要であることを明記すれば、車の両輪だというメッセージになると思います。

磯崎座長 さきほどの炭田さんの意見で、私があり方の基本方針のところだけの議論を、とありましたが、そうではなくて、各項目のところで、特に具体的にはいま挙げられている項目の中には含まれていないことを、新たにそれを項目として追加する形で、という趣旨で触れています。分けてではなくて、後ろの具体的項目の中で。そして、いま経産省から指摘があったような分野、整理の仕方、それも必要だと思います。それから、炭田さんが触れた、将来に具体的検討の段階で考慮すべき内容としてまとめるという形、それも必要だと思います。

一般論が入ってきていますが、病原体のレベルでは、これまで出ていないような観点というのがありましたらどうぞ。

寺田委員 病原体の話というのは、前回ありました派生物の扱いとも絡んでくると思うのです。というのは、一番初めに中国かどこかで病原体が出てきて、それがレース分化して、レースの2とか3とか、どんどん分化していくということがよくあるのですが、もともと中国であったものがインドネシアで分化して、またさらにイスラエルで分化するとか、いろいろなことが国際的に起こっていくと思うのです。でも、中国が派生物でずっと権利を主張すると言って、インドネシアも同じようにするとすると、一つの病原体で、最後のレース7などになったときに、三つも四つもの国に利益配分をするのかなど、非常に複雑な話になってくると思うのですが、それを一つにまとめてもらえるようなシンプルな形にしないと、実際には非常に使いにくくなると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

磯崎座長 利益配分の話と利用に関する許認可の話とは、別になります。利益配分は、契約レベルで合意をすることも可能になってきますが、許認可のところは、複数の国が同じような権利を主張するような場面が出てくるかもしれないですが、それは関係者間で調整をする必要が出てくることになるかもしれません。

具体的にそのような事例が発生したときで、国際協力で解決しなければいけないということであれば、その場合は、単一の利用国の問題を超えて、議定書の締約国会合などの場での解決という形になるかと思しますので、それはまたそういう方向で解決、または議論をする。

先ほどからの一般論で出ている話も、同じような観点で、二国間で、あるいは単一の利用国で考えるべき問題ではなくて、条約や議定書の締約国会合で合意をしていかないといけないという問題もありますので、それらについては、そうしたそれぞれ適切な場で一番好ましい解決方法を その際、日本として、基本的理解に基づいてきちんと主張をしていくという、そのような位置づけになるかと思います。

そうしましたら、同じような問題がまたかかわってきますが、次のコモディティの取り扱いについて、大きく整理をします。この検討会の中で出ていた議論で、コモディティ、商品として一般に流通しているもので、当然それは遺伝素材を含んでいるということですが、それらを現実に全てを対象にするというのは難しい、あり得ない状況なので、対象を絞る必要がある。そのときに、まず全体として一般流通

商品を対象から外し、例外的に、コモディティであるけれども、遺伝資源として対象にすべきものというのをリストアップしていく形なのか、逆に、全てを対象にしておいて、コモディティであるからといって除外はできない、ただし、これらについては除外ができるというので、除外ができるコモディティというのを明記するか、どちらの方法で行くか。そのどちらに行くかについては、論議は詰まってはいいのですが、どちらの議論も、コモディティが全て対象になるとは限らないという、同じ結論には至っています。

この点について、もう少し何か具体的な、あるいは、最初に全てを対象にしておいて除外するという、このほうが、こういう理由で説得力がある、逆に、全てを外しておいて一部を載せるという、そっちのほうがこういう理由で説得力があるという、そのような論点を含めて意見を出してもらえるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

二村委員 もしかするとそういう定義がしっかりされているのかもしれませんが、日本側の国内措置におけるコモディティの定義を、ぜひ、ひとつはっきりしていただきたいと思うのです。いま、磯崎先生がおっしゃったのは、一般に流通しているものとおっしゃいましたが、それがどの程度のレベルのものなのか。

つい最近、インドに行ってくる機会があって、話を聞いてきましたら、インドでは、NTC という概念を導入していて、それが、ノーマリー・トレーデッド・コモディティと。だから、コモディティの中に、さらに、普通に流通しているもの、だから一般に流通しているものということがもう少し枠が大きくて、例えば市場で売っているものは一般に流通しているものという考え方で、その中にさらに、例えばお米だったり、小麦だったり、そういったものを、ノーマリー・トレーデッド・コモディティとして、もう少し絞ったものとして定義をしている。そういうことで、いま 191 種類か何かを、そのノーマリー・トレーデッド・コモディティとして認めるかどうかというのを議論しているというような話だったのですね。

日本としては、コモディティが、インドにおける前者の、ちょっと大きな枠のコモディティを対象としているのか、それとも、もう少し絞り込んだ、インドにおけるノーマリー・トレーデッド・コモディティなのかによって、議論が随分変わってくるのではないかという気がするのですが、それについて何かご意見が、もしくは、定義をもう既にお持ちでしたら、ご紹介していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

磯崎座長 そうすると、いまの意見の場合は、原則として全てを対象にするけれども、明確に定義をできるものについて、それを除外するという、そのような……。

二村委員 そうです。

磯崎座長 事務局のほうでは、いまのインドの場合はどうですか。

中澤補佐 いま、インドの国内措置のご説明が二村委員のからございまして、私の理解では、インドはコモディティは PIC の対象にしているけれども、そこから除けるものがあると。それはノーマリー・トレーデッド・コモディティというのでリスト化されているということで、いまこの検討会で私どもが資料で出しているコモディティは、一般的に市場で流通しているものなのか、それともノーマリー・トレーデッド・コモディティのことを言っているのかということだと思うのですが、私どもがこの資料をつくる際にイメージしていたのは、一般に市場で買えるものをコモディティとしています。

ただ、いま二村委員のほうからご紹介があったとおり、提供国で PIC とか MAT を対象にしているコモディティについては、15 条にして照らすと、日本側で PIC がとれていること、MAT が設定されていることが必要になるという整理になると思います。

二村委員 15条にかかわる部分については、それはもう重々承知してはいますが、今回、要するに議論をする場合の定義としてどうなのかということに対する質問です。ですので、インドとかではなくて、日本としてコモディティというのはどこまでを対象にしているのかという部分がないと、なかなか議論しにくいのかなというのが私の意見です。その辺はどうですか。

炭田委員

二つあります。一つは二村委員に、もう一つは中澤様に。

まず二村委員に対してですが、定義しましょうというのは非常に明快で、すっきりした解決案のように一見、聞こえるのですが、多様な人たちにより定義をするというのは極めて大変な話で、一つの言葉だけを定義するので、ある国際機関では2年をかけて精密な議論をしたけど、定義できませんでした、というのが結論だったという例もあります。

私は、生物多様性条約自身が犯した誤りだと思っていますが、遺伝資源という生きとし生けるもの全てを含む定義のまま、条約が採択された。1996年ぐらいから、遺伝資源という実態が何だかわからないという議論が活発になってきた。私はこの頃からこの条約に深くかかわらざるを得なくて、ずっとやっていますけど、定義すべきだという意見は少なくともここ十何年間、世界の法律の専門家も含めてずっとされています。

COP10名古屋の前に、ヨーロッパ在住のある法律家は、遺伝資源を再度、定義し直して、あるいはもう少し詳しく定義して、条約の附属書として追加すべきだという意見を持っておられた。だけど、結果はそうならなかった。

だから、定義すればいいというご意見は立派で、すかっとしていようには思われるけども、定義に関してコンセンサスを得るといのは非常に難しいし、時間がかかると思います。

私は条約が誤りを犯した先ほど言いました。1998年あたりから、条約の下にアクセスと利益配分に関するガイドラインあるいは何らかの仕組みをつくるかどうかという議論が活発になり始めた。当時の日本政府代表が締約国言明したのですが、何が対象になるのか具体的にわかるように各国で合意してから議論を開始するべきである。そうしないと、収拾がつかなくて延々と議論が続くことになりますよと。私はそれを鮮明に記憶していますし、そのときに場外で日本側によって配布されたペーパーのコピーを今も持っています。

案の定、現在も同じように、延々と議論が続いています。いまだに遺伝資源とは何なのか、コモディティは何なのかと、という議論が続いています。ですから、二村さんの意見は立派で明快な提案ではあるけども、現実には非常に難しいと思います。

先進国、途上国含めて、私が知っている範囲内ではほとんどの人は、通常の流通しているコモディティは外して、例えば目的外使用の場合は別途検討する必要があると理解して話を進めていく、というスタンスのように思います。そういうアプローチをとらないと、混乱が生じて、議論が一步も進まなくなると懸念しますね。

二つ目は中澤さんに申し上げます。先ほどインドの国内法のことを話されました。生物多様性法(ACT)と、その下に規則(Regulation)がありますね。私は生物多様性法のほうを読みましたが、その条文の中に、ノーマリー・トレーデッド・コモディティという言葉が出てきて、これはこの国内法の対象外にし得るとあります。しかし、条文は、コモディティとノーマリー・トレーデッド・コモディティを区別する書き方はしてなかったというふうに記憶しています。要するに、単に、ノーマリー・トレーデッド・コモディティは除外し得ると、それだけ書いてあったという記憶です。それは後でチェックしてください。

後々になって、インド国内で議論が起こって、ノーマリー・トレーデッド・コモディティというのは一体何なのか、と言う事になった。バイオインダストリー協会からも、何なのか教えてくださいと、インドの当局にお願いしたこともあります。ところが、結局、彼らも国内法で決めてみたものの、中身をちゃんとと言えないんですね。それは、関係各省と調整して、こうですと明快に言えるのが適切だけでも、結論を得られないのか、我々に対する返事も非常に抽象的なことしか出てこなかった。

これは、混乱が生じたらどう対処するかという検討なしにルールをつくってしまったから、実際面で国内法が動かなくなったという例だと、私は理解しています。

西澤委員 コモディティの定義は、私も確かに欲しいと思っていましたけども、業界ごとに全然解釈が違いますから、どちらかという、「コモディティ」という言葉は使わないことに決めて、別の言葉で、業界ごとに決めたらいいのではないかと考えます。

それは、今日の資料の2番目にも絡むのですが、とにかく「コモディティ」という曖昧な言葉はもうやめたほうがいいと思います。

藤井委員 いままで出た意見とちょっと違うかもしれませんが、我々が、例えばインドとか中国とかへ行って物を買ってくるときに、まずそこで売られているものが違法品だということを前提にして買うわけではないですね。必ず適法に市場に流通しているものだと。もし違法品があれば、それは提供国側の政府の当然取り締まるべきものだろうと。

つまり、基本は、コモディティというものは適法なものだと。と同時に、そのコモディティを取引する際には、売るほうも買うほうも、このコモディティというものはこういう価値があって、それで向こうは値をつけてくるわけですし、我々はその値を見て、これは買う価値があるということで買ってくるわけですから、そういう意味では、要はお互いに納得し合っているわけですし、先ほどの繰り返しになりますけども、政府だって、当然、そこにそういうものが出ているということは、わかっていないとおかしいと思うのですよね。やっぱり適法に物が流通しているということを、提供国側が保証しなきゃいけない。

そんなことをいろいろ考えていきますと、基本的にコモディティというのは、厳密に契約とかでないとしても、CBDの義務というものは基本的に果たしているというふうに考えてもいいのではないのかなと思います。そういうふうに考えないと、ある種、我々のふだんの商習慣に反するようなことにもなりかねないのではないかなと。商習慣が、逆に混乱してしまうようなことにもなりかねないのではないかなと思いますので、やはりコモディティは原則として外すということを考えて、お互いに納得し合っているものとは違う使い方、目的外使用というのがたびたびここで議論として出ていますけども、そういうのはむしろ例外としてあるものなので、例外を列記していくべきではないかと私は思います。

磯崎座長 いまの例外というのは。

藤井委員 つまり、商習慣上、普通の取引の枠とは少し違うところにあるという意味で、「例外」という言葉を使いました。

磯崎座長 先ほど、コモディティの話に入るときで、これまでの委員会の議論の方向性について整理をしたのですが、そこでは触れなかったことですが、さっきの病原体と実は全く同じ問題が発生します。提供国が自国の遺伝資源の取得利用に当たっては許可が必要であって、食料品目的で販売されているマーケットから手に入れてはならないと。遺伝資源を最初から遺伝資源として取得利用するときは、この法律に従った手順をとらなければならないという、そういう法令を持っている場合であっても、日本の国内では、それは考えなくてよいという、その説得力のある説明ができないと、その先が難しいということなのですが、そこはどうでしょうか。

例えば、二村さんが例に出していたようなインドの国内法で、インドの場合、これは除外されると。そして、そのとおりに日本国内で対応する。それはそれでよいですが、例えばそのときに、インドの国内法では除外していないもの、対象になっているはずのもので、それをマーケットで買ってきたりしているとき、日本国内では、インドの国内法で明確に除外されているものに加えて、これも対象にしないという、そういうやり方を、日本が日本国内でできるかどうか。

できるという場合に、その合理的な説明ができるかという、その問題になるのですが、その点でいかがでしょうか。

炭田委員 私が知っている一例を申し上げます。それは公の国際会議のときに、ラテンアメリカのある国の代表団の一員が発言した例です。

その国で生産されるある植物、これは食品として使われる植物ですけども、その植物はビタミンC等の含量が高くいろいろな生理的価値があるようです。その植物が他国に行って、再生されて利用されないように国内でジュースにし、瓶詰めにして輸出している。それを輸入した日本の業者もあり、健康によいというPRし国内で通信販売を行った。これは相手国の輸出許可を得た販売です。

これを通信販売で買ったある日本の別の企業が、肌の美白効果があることを見出して特許を申請した。そのラテンアメリカ国の方が言うには、これは食品として輸出したのであって、化粧品目的の研究開発をするというのはその商品本来の目的とは違うという。数少ない例ですが、そういう事がありました。

こういう場合は、輸出国が外国で一般流通商品として売るときには、流通品にラベルを付して、輸出国の側にはこういうルールがあるから、食品目的以外には使用するな、ということを明示しているのであれば、それなりに説得力はあるかもしれないけれども、そういう措置はなかった。そのようなラベルなしで輸出することを、その国の貿易当局は認可していたのです。

一度、他国において一般流通をさせてしまうと、それから先はコントロールがきかないというのが実態です。そういう場合でも、日本の国内遵守措置は、別目的に使った企業を呼んで、「あんた、相手国の国内法を守っていないじゃないか」と言うのかどうか、です。

バイオインダストリー協会では、これは本質的な問題であると考え、仲間と一緒に、そのラテンアメリカ国の一員の方と一緒に夕食を共にして情報交換し、いろいろ聞いたのです。「おたくに国内法はありますか」と聞いたら、「いやあ、我が環境省じゃなくて農業省の担当だから詳しくは知らない。我が国はアンデス条約という地域条約に加盟していて、アンデス条約の中にある種のABS規定がある。ただし、細かい実施上のことは書いてない」と言うのです。アンデス条約に加盟したら、その規定は国内法と同じ扱いになるから、「国内規定ある」という。しかし、それは実施可能な規定ではない。また、具体的なことは農業省の管轄だから、それ以上は環境省としては分からない、というのです。

つまり、日本人からみればその程度の薄弱な根拠で、公の国際会議のときに、他国に対して、あたかもバイオパイラシーを犯したともとれるような主張をする国があるのです。

極めて曖昧な根拠をベースに国際的な係争があった場合に、日本の国内遵守措置では、その名前の拳がった日本企業を当局が呼びつけて注意するつもりなのか、ということが大きな懸念です。

我々は、この件について外部に調査依頼して100ページぐらいの報告書にまとめました。相手国に実施可能な国内法があるのかどうか極めて曖昧である。輸出する際に政府当局が許可している。環境省、農業省、貿易関連の省の間になんらの連携がなく、主張しているのは管轄責任のない省である。流通させる商品のラベルに何らの記載もされていない。そういう条件の下で、このような国によって、日本政府や企業が振り回されるようなことを日本の国内遵守措置がルール化することは、どう考えても正しくない、のではないかと。

この例は大変重要な教訓だと思います。特に食品メーカーが扱う食べ物は全てコモディティであり、潜在的に上に述べたような問題が発生する可能性があります。したがって、そのようなことが発生しないように、国内遵守措置の中で実態を踏まえて具体的に議論し整理するべきだと思います。

磯崎座長 いまの曖昧な、はっきりしていないというのは、既に項目のところで論議していますけれども、議定書の6条に従った明確な国内法であってという、そこでカバーされている内容と、それから、その情報がクリアリングハウスを通じて出されているという、そのレベルでカバーされているのではないかと思います。

それから、あまり論点として出ていないのですが、これは国際社会の中で日本がどういう立場をとるかも、特にコモディティのところは深く関係してくるのですが、先ほどから出ているような形で、チェックすることが、それから現実の取引との関連で、対応が難しいという場合。そのような場合は外してもという、そういう立場をとったときには、逆に、日本の国内法令に外国企業や外国の関係者が違反している場合、あるいは、同じようなことが立場を変えて行われているとき、そのときに日本としては、考えない、それで構わないという立場をとることとも実はつながっていきます。議定書が明確に除外している、これも論議が終わっているところですが、遺伝資源に該当しない、遡及適用しない、ということなど、議定書を根拠にして除外できる事柄と、議定書では明確に除外はしていないけれども、特に第8条について、コモディティも同じですが、日本がここを除外したいという場合は、逆の立場のときも、日本側としては何も文句を言わないという、その立場を認めることにもなります。

そちらのほうも同時に考慮する必要があると思いますが、定義の話でちょっと議論がありました、二村さんの趣旨は、明確にはっきりできるものを除外するという考え方だったので、コモディティそのものを定義するという話で議論をする必要はないのかと思います。

そのほか、コモディティのところではいかがでしょうか。

吉田委員 いままで話してきたヒト遺伝子だとか病原体だとかというのは、やはり原則は除外でいいと思いますが、コモディティに関してはやはりある程度の部分は対象にしなくては行けないし、ある程度の部分は除外だということで、どこかで線を引かなきゃいけない。そこで、先ほど二村委員のほうからは、インドで種類ごとというお話もありましたし、あとは、藤井委員のほうからは、例外的な使用ですね、目的外使用とか、そういったものを定義したほうがいいのかというお話があって、それで、先ほどからお話が出ているように、提供国の国内法に従うとすれば、提供国がどういう線引きをするか、種類で線引きするのか、目的で線引きするのかによって、こちらがそれに合わせなきゃいけないといった場合に、どちらの線引きを日本の国内法でとるのかという非常に難しい問題になってくると思うのです。

結論から言うと、結局、種類で分けることは難しいのではないかと。その国がみんなどこで分けるかを変えてくる可能性があるし、それから、一旦ここで線引きしたとしても、これはもうちょっと増やしたほうがいいのかと。また変えてくる可能性があるということで、利用国としては対応のしようがなくなってくるので、結局国内法としては、使用目的で法律をつくって、原則は提供国の国内法に従うというふうにするしかないのではないかなと感じます。

ですから、先ほどのお話で言えば、食べるのであれば、この果物は1ドルで売れるけれども、そこから遺伝的な分析をして有用なものをつくるのであれば100ドルじゃないと売れないよという、そういう話になってくるかと思うのですが、そういった利益を生むような例外的なものを規定するしか国内法のつくり方はないのではないかなと感じます。

西澤委員 さっき炭田さんが言われた、食品のジュースを化粧品に使うというのは、

炭田委員 化粧品に使うかどうかは知らないです。特許を出したということですね。

西澤委員 そのような食品用の植物や、生薬、漢方ですよね、そういう素材を化粧品でエキスにして使うということは、もう普通に行われていることなのです。だから、みんな「コモディティ」というと、食品だとか医薬品関係を想起するのですが、実はもっとコモディティというのはいろいろあるんだということを知っていただきたいと思います。ですから、さっき言いましたように、業界ごとにいろいろ考えなければいけないということがあると思います。

あと、提供国がどう扱うかということはもちろん重要だと思います。ですけども、そういう交渉をする上で、日本としてどういう考えを基本に持っているかというのがあれば、各企業が個別に契約条件とか詰めていく上で助けになるのではないかと思います。

浅間委員 いまほど漢方、生薬というお話が出たのですが、まさしくそのとおりでして、我々は医薬品業界ですので、ともすると、その医薬品用途で、いわゆる契約のもとで正規な輸入をかけて物を扱っているわけでございますけども、「医食同源」という言葉がございまして、医薬だけではなくて食品でも、もともと使っていたのだと。それから、いまお話がございましたように、新たな分野での加工にも使われるというようなことがございます。

それと、もう一つ、私がいま混乱しているのは、そういったものが相手の国内法に従って何らかの手續をとって今後もやるとしても、輸入者というのは、単なる輸入者であって、いわゆる遺伝資源としての利用者ではないということが予想されます。そういったものを国内に持ってきて、次の例えばメーカーさんだとか、いろいろなところに販売していきますので、そういったサプライチェーンの中で、誰が利用者で、そのときにどうなるのかというのが、非常にちょっといま把握しにくくなるのではないかなという、ちょっと危惧をしております。

丸山委員 先ほどお話がありましたけれども、コモディティというのは、利用者が購入の対価を払った時点で既に利益配分が行われたというふうに評価できるものがコモディティかなというふうに思いますが、食品等はそれの端的な例ではないかと思えます。

私もいろいろ考えてみたいのですけれども、コモディティの目的外使用をした場合に例外対象からまた対象に戻すということになるのでしょうかけれども、では、目的外使用とは何ぞやという、またこの定義が難しいのではないかなと思えますので、そのあたりもう少し議論が必要かなと思えます。

経済産業省 お話を伺っているいろいろ感じるころがあったのですけれども、まずコモディティに関して議論をする場合に、一つ、前提としては、日本に一旦入ってきたものに関しては、ここは遺伝資源と言わずに、例えば生物資源の提供国の主権的権利はもう既に及ばないという前提で物を考える必要があるのではないかと考えております。

その場合に、コモディティについて、例えば国内措置の対象にするかどうかというのは、それを踏まえた上でまた議論をするということになるかと思いますが、その場合に、例えば前提条件が、前提としてこういう場合はどうだというようなことを考えていけば、もう少し議論が煮詰まっていくのではないかなと思っておりますし、また、それ以外にも、国内措置というだけではなくて、例えば普及事業みたいなものも考えられるのではないかと、議論を伺いながら感じましたので、ご紹介をさせていただければと思います。

炭田委員 いま言われたことは、私がかねてから問題意識を持っておりましたことと関連するので、ちょっと申し上げます。

名古屋議定書の第4条、「国際協定及び国際文書との関係」という条項の第1項に、「この議定書の規定は、既存の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない」とあります。

食品等は、人類が国際貿易を始めて以来流通しているもので、既に広範に行われている食品の流通に

対して、新しくつくられた条約がオーバールールするというのを議定書第4条が原則としては認めていないというふうに、感じるのですが 私は法律家ではないのでわかりませんが。

この第4条1は、「ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りではない」と。

だから、ここを素直に読むと、コモディティのような一般に流通しているもので、これまでどおりに使われるものに関しては、議定書の範囲から排除しているのではないかと思えるのですが。ですから、先ほど言われたのは、「日本に一旦入ってきたものに関しては、提供国の主権的権利はもう既に及ばないのでないか。日本政府の裁量範囲に入るのではないか」という議論に関心があります。

私は、議定書の第4条の中に、いまの議論をサポートする根拠が含まれているのではないかと、かねがね問題意識を持っておりましたので、申し上げた次第です。

磯崎座長 そうはならないですね。

炭田委員 そうはならないですか。

磯崎座長 一つ、経産省からの意見と、それから、いまのポイントですが、主権的権利、あるいは主権のもとに策定された、どこの国の国内法であっても、ほかの国の中で取り締まりとか執行の権限というのは原則としてないので、提供国の遺伝資源が日本に存在しているときに、その主権的権利がこの日本の中まで入ってきているという、そういう場面は当然ないということです。

ただし、提供国の法令が、その国の遺伝資源を、遺伝資源として利用するときには許可をとらなければならないとされているときに、その遺伝資源を正式の許可をとらずに使っている、それがまさにPICに該当しますが、遺伝資源を利用するときにはPICをとらなければならないという国内法が存在しているときに、その違法性が日本国内で使われている遺伝資源には備わっていることとなります。そのことを名古屋議定書は書いているのですが、提供国が日本へ来てその取り締まりをすることまでは、当然求めていません。提供国の主権や主権的権利は日本の中へ及んでこないですけども、それを利用している企業は、これは先ほども触れたのですが、生物多様性条約や名古屋議定書と関係なく、現在の国際社会のルールとして、それぞれの国の法令を外国においても遵守するという基本的な認識があります。取り締まりはできないですが、外国の法令を遵守しているという状況は存在します。

もし、法律違反のまま、そのもとの国へ戻れば逮捕されたり、法的な措置を受ける可能性は当然ありますが、その国から離れている限り、そういう強制的な取り扱いはされないというだけで、その法令を、ほかの国のものであっても、法令を遵守しているという要請はあるということです。

これは先ほども触れたのですが、よその国の国内法令は日本では守らなくていいという、そういう話に聞こえてしまうと、逆に日本の国内法令も外国では守らなくていいというのと同じになります。問題は、産業界としても学術団体としても、果たしてそれでいいのかなという疑問があります。当然、日本政府は外国で日本の法令の取り締まりはできないですけども、たとえ外国の者であっても、日本から、あるいは日本とのかかわりで行われているときに、日本の法令は守ってほしいということぐらいは思っているのではないかと思うのですが、それも要らないというところまで行ってしまう、あるいは、それも要らないと思われてしまうようなこと、それを示すときにはかなり注意をしないといけないと思いますが、その点でいかかでしょうか。

炭田委員 私の説明が下手だったので誤解を招いたのではないかと思います。私の前提は、企業あるいは研究者が相手国の国内法を誠実に遵守するという前提のもとに話をしています。相手国の国内法を遵守しなかった場合でも、日本国内で免除される方法はないか、ということを議論しているのでは全くありません。

この議論を今の調子で続ければ、1年たっても2年たっても終わらないだろうと思います。なぜならば、現時点では、コモディティに対して規制を実施するとか、精密に対処するとかを考えている国は、私の知る限りでは、世界的にみて例外的に少数です。

それから、名古屋議定書を批准した18カ国のうちで、議定書に基づいて法令を整備した国は、私の知る限りでは、存在しません。間違っていれば、外務省さんのほうで調べられて、最近の情報を我々に提供していただけたら非常にありがたいと思います。

ですから、議定書の国内実施を日本で検討する場合、相撲でいえば、相手がいない状況で、一人で相撲のとり方を研究しているようなものでね。だから、いまの時点でそういうことを議論しても、机上の空論に終わる可能性が大ですから、あまり拙速にこの件を決めるべきではないと思います。

経済産業省 すみません。ちょっと私も国際法に関する理解が浅いものですから、その点については少し勉強したいと思います。

磯崎座長 おそらく、論点の細かいところはこの検討会の対象ではないですけれども、いま炭田さんが触れた外国の法令であっても、国内では誠実に遵守するという、それ以上のことまで求めるか、そのレベルのことを求めるかという論点、あるいは国内措置のあり方、一番基本のところですが、そのレベルなのか、それ以上までやるかというところで、おそらく大きく変わってくるかと思います。

当たり前のような外国の国内法令であっても、日本国内で遵守をするという、それを超えないレベルの国内措置なのか、それを超えて、かなりの程度、ほかの国の国内法令の取り締まりそのものに協力をするとか、取り締まりそのものを代わりに行うとか、そのレベルまで行う、それも可能です。

あり方として、その幅の中でどのあたりと考えるのかという、それも基本的に一番大きなところで項目として出てくるのではないかと思います。

一般論としては、何度も触れましたが、か何か、全体のまとめのところですが、あり方の基本方針という、その中に既に出ていることですが、項目としてそれをもう少し明確に表すというやり方でも、それは可能ではないかと思います。

このコモディティのところは、出ている意見としてですが、具体的に細かいところまでの必要はないのですけれども、方向性として、片方は、提供国が国内法令で除外であったり対象であったりというのを定める可能性があります、それはそのとおりにするという。ただし、コモディティについて、それに加えて考えないといけないのが、非常に幅広く日常的に取引形態があって、それ全てを本当に追いかけることができるのかどうかというので、現実的な観点で何か、提供国の法令が定めているものとは別の狭め方をする必要が本当にあるのかどうか、そういう現実性とのかわり方で、必要があればそういう方向で狭めることが可能であれば、それについても、検討の対象にはなる、というような意見が出ているのかと思うのですが、どうでしょうか。

(なし)

磯崎座長 そうしましたら、ここで10分ほど休憩をします。休憩の後、次のカルチャーコレクションの項目に入りたいと思います。

3時半から再開します。

(午後3時20分 休憩)

(午後3時30分 再開)

磯崎座長 3時半になりましたので、再開いたします。

次の項目ですが、カルチャーコレクション、それから菌類、微生物の場合の検定菌の取り扱いというような、別の観点の問題もここに入っています。このコレクションの取り扱い方ですが、ここではいか

がでしょうか。

小幡委員 この項目に若干疑問を感じます。まず、なぜ「カルチャーコレクション」と特出したのか。また、微生物となぜ特出したのか。遺伝資源は動物、植物、微生物があります。それから、遺伝資源の収集・保存している機関は、カルチャーコレクションにとどまらず、大学機関にも存在しますので、ここは、設定を変えて、「遺伝資源を取り扱う機関のあり方について」ということだったらわかりますけども、この設問の設定に若干疑問が 若干どころか、たくさん疑問があるところです。

磯崎座長 この項目が、というか、ここで整理をされているのは、微生物についての菌株の保存に関する別のルールがあったり、それから、そこで行われている、具体的に条約があって、そこに寄託をしたりというルールがありますので、それとの関連で、特に微生物、菌株についてというのを特出ししてあります。

植物については、後ろのほうで、ITPGR とのかかわりでカバーをしていますが、もちろん、ITPGR 関連とは別の、それから微生物とは別のものについて、項目として整理する必要があるれば、それはそれで新しく考えてもいいかと思えます。

小幡委員 そのようにしていただければと思います。カルチャーコレクションというのは、言う人が呼べばそうなるわけで、どんな機関でも、微生物を預ければカルチャーコレクションと呼べるのかという、そういう定義の問題もあります。定義の話をするると 10 年かかると言われましたが、特に「認定」という単語などが入りますと、一体認定は誰がするのか、どこがするのかと、これまた 100 年かかるような議論をしなくてはなりませんので、その辺を精査して議論をする必要があると思えます。

そういうわけで、微生物以外の、ITPGR 以外の微生物、また動物、昆虫も含めて、そういうことも同じフレームワークで議論をする必要があると思えます。

磯崎座長 そちらのほうは、新しい項目ということですが、ここの菌株、微生物について、どうでしょうか。

小幡委員 先ほど申しましたが、認定コレクションですか、EU でお話しされているということを書かれていますけども、具体的に、我が国でそういうものをどう指定していくのか、そういうスキームもなしに、ここで「認定コレクション」とぼっと出てきても、みんな言い放題で、とどまるどころを知りません。その辺をどう考えているのかと、また、仕組みをどうつくっていくのかということなしに、単に議論をしても始まらないと思えますので、ご検討のほどをよろしく願います。

磯崎座長 微生物の観点ではどうでしょうか。

鈴木委員 確かに、特化するという点では、小幡先生のおっしゃるとおりですけども、ただ、一つのチェックポイントといたしまして、一つの生きたもの等を流通させる、つまり自分自身がユーザーではないけど、プロバイダーからユーザーへの間の橋渡しをする機能がある、そういう組織があるというもののあり方、またはそのメリットを持った利用の仕方というのを検討する項目として考えていただければと思います。

つまり、先ほど申し上げたように、微生物に限らず、生物の場合、材料が移転されるときに、目的もセットでやらないと、かえって使いやすいものを使いにくくなる。一番レベルが高い状態でやらないと、単なる、いわゆる検定などに使うだけのことであっても、それが利益を生むような状態と同じ考え方で手続しなきゃならないというのは、必ずしもいいとは思わないと思えます。

それから、認定されたコレクションも、EU のほうもおそらくユニオン・トラステッド・コレクションという言葉を中心に定義しているようにも思えないので、こちらもそういうものを想定して、「誰が」とか、「何を」とかいうものも、今後検討していただいて、むしろそれがユーザーの方々が安心し

で使ってもらえるような道具になればありがたいかと思います。

磯崎座長 いま、認定コレクションというところに焦点を当てた議論がちょっとされていますけれども、これは、先ほど炭田さんから指摘があった、支援をしていく、または、できるだけ負担の少ない、そういう制度にする、そのときに組み合わせで入れていくことのできる手法というか、やり方ですので、その認定された、あるいはベストプラクティスや、自主的な取り組みやルール、ガイドラインを持っている民間団体について、そういう方法を何らかの形で組み入れていくという、そのような項目のところで整理をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

炭田委員 ユニオン・トラステッド・コレクション(UTC)というのは、EU レギュレーション案の中に出てきます。ここに書いてある認定コレクションというのはUTCの指すのでしょうか。

私が理解している範囲内では、UTC というのは認定コレクションの意味とは違いますね。バイオインダストリー協会の中で話をするときは、UTCを「信頼コレクション」とあえて呼んでいます。「認定」という言葉は既存の制度の中に定着しているから、そのことと区別するためです。ETCのコンセプトは、EUにとって重要な資源国(あるいは資源地域)とEUの間で二国間協定を結ぶ。両者間で議定書に基づいて利益配分を行い遺伝資源を移動するという協定をする。その協定に基づいて資源移動を行い、その遺伝資源を、ユニオン・トラステッド・コレクションと称するコレクションとして保存する。

EU域内の利用者にとっては、これらの遺伝資源については、既に提供国のPICが得られているし、MATに関してもちゃんと協定がある。だから利用者は安心して使える。このようなコレクションをEU政府がEU域内の利用者のためにつくる。それによって、海外遺伝資源へのアクセスが円滑化される。ユニオン・トラステッド・コレクションとはそのような仕組みを言っているのですね。

EUは、デュエディリジェンスという制度の採用を考えている。そうする一方、海外遺伝資源へ円滑にアクセスする仕組みも政策として行うという。車の両輪として両者をパッケージで行うコンセプトです。

先般、外務省の主催により東京で開催したシンポジウムにおいても、ユニオン・トラステッド・コレクションが紹介されましたが、他の国の参加者の中にもいろいろな受け取り方をしている人がいて、まだ、すこし混乱気味のような感じがしました。

外務省 情報提供ですが、私の理解も炭田さんの理解と同じなのですけれども、EUの言っているトラステッド・コレクションに関連して、先日、別途の用事でブリュッセルに出張に行きまして、そのときに欧州委員会の環境当局の担当課長と名古屋議定書についての意見交換を行いました。その中で、EU側から、このトラステッド・コレクションというのを非常に重視していて、効率化を上げるために、コレクションを相互乗り入れのような形で日本側とも協力をして、コレクションを相互に乗り入れするなど、そのような協力を行えないかという提案がありましたので、我が国としても、そういったEUの問いかけに対しても検討をしていく価値はあるのかなと思いました。

藤井委員 いまいただいたコメントとそれほど変わるわけではないのですけれども、産業界側としては、いまの枠組みですと、直接提供国側とPIC、MATを企業が結ばないといけない。そういうことではなくて、やはり日本にあるそういうカルチャーコレクションをしている信頼ある組織と直接PICとMATを結べば、もうそれで事が足りるというような形というのは、ある種理想の形のひとつかと思っています。

と同時に、日本にそういう組織があっても、欧州にもそういう組織があったら、相互に認証して、我々がEUに取りに行ったら、それは日本の組織から取ったのと同じような効果があるというような形を、将来は目指していただきたいと思います。

磯崎座長 そうすると、この項目ですが、先ほどから少し触れているように、何らかの支援措置であったり、あるいは、そういうルールをより負担を少なく動かすためのツール、ということで少し後ろのほうの項目に移してもよいかと思うのですが、いかがでしょうか。

炭田さんがさっきから触れているような、支援措置的な、あるいは、何らかのそれに代わる措置という、その組み合わせというのをまとめて、この場所ではなくて、そこで書いたほうがよいかと思います。

小幡委員 それだったらそれで結構です。というのは、産業界の方がおっしゃったように、学術機関にあるこういうコレクションですね、もう一度繰り返しますけど、微生物に限らず、コレクションにそういうことを期待するのであれば、それなりの支援がない限り、なかなか実現は不可能だと思います。

ここには出てきませんが、微生物の基準株というのは、既に国際的に交換は進んでおります。私が担当しているバイオリソースセンターのカルチャーコレクションは、そういう信頼をされて寄託されています。新種発表のときの寄託数が世界で第2位の機関です。そういう意味では信頼されていると思います。

また、国際的にもそういうものは共有しましょうということで、交換株という形で交換されています。したがって、今でもそういうことは行っていますけれども、さらなる手続が必要だということであれば、支援が必要だと思います。

磯崎座長 鈴木さん、いま出た菌株の寄託との関係で、その観点で何かここでまとめておく必要がありますか。

鈴木委員 自分ではいつも、人に自分の仕事を紹介するときに、自分の専門ですが、微生物のその菌を提供する場合、利用目的の一つはいわゆる検定菌ですね、薬などのターゲットになるようなものとしての力価の測定などにするもの。もう一つは、分類学的な基準株で、どこの国からとられたものであれ、比較の対象がなければ新しい種が提案できないので、そういうときのためのもの。それから最後に、いわゆる研究開発で有用物質生産、商業化を目指したもの、というこの大きく三つに分けられると思っています。それらについて、目的と組み合わせた形で菌のやりとりをしていけば、どちらにとっても簡便性、それからベネフィットのことも簡便にできると思います。

自分もその分類でいえば、やはり微生物の場合、生きたものをやりとりしなければ比較できないという現状から、利用の制約によって流通を促進してもらいたいという意見もあるということで、考えていただけたらと思います。

磯崎座長 その場合、例えば関係する提供国の法令が明確な PIC を含めて、許可がないと国際的な移転や寄託をするときにも、その制約がかかってしまうという、そこを何か調整するような...

鈴木委員 いま、国によってまさにその目的の寄託を認めてもらって出ている国と、それから、いわゆる外国の機関に寄託する許可をとったり、または、組織の上のほうで認めてもらってから出す、我々はそれを見た状態で受けているとか、そういう過渡期的な状態だと理解しております。組織の責任で預けてくれるという範囲ですね。

磯崎座長 それでは、それは必要な範囲内で、いまのようなところであり方で考えるときに、そうした国際寄託の制度と整合するような形で、検討してもらおう、というそのような書き方でよいでしょうか。

小幡委員 私のところは、先ほど申し上げた国際寄託の世界で第2位ですが、機関長がサインした契約書を結んで、寄託していただいています。学術に限れば、それは無条件で提供するということが約束であります。ですから、それは鈴木さんのところと同じで、そういうことを慣例としてやっているわけです。

ですから、一つには、それは学術の遺伝資源の利用というところにもかかわってくると思いますので、

また後ほど議論できればと思います。

それに関するペーパーを、本日、机上配付させていただきましたので、ご一読いただければと思います。

磯崎座長 それでは、このページの一番下のコレクションというところは、いまのようなまとめ方でよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 次のページの一番上ですが、伝統的知識についてはどうでしょうか。

日本国内の伝統的知識でまとめて議論をしましたが、ここはそうではなくて、提供国の伝統的知識ということです。

浅間委員 提供国側の伝統的知識につきましても、生物多様性条約の対象となる伝統的知識というのは、原住民とその地域社会にかかわるものというように、しっかり条約の中で決められておりますので、当然、提供国側のものについても同じ解釈であるべきというふうに考えております。ぜひその方向でお願いします。

磯崎座長 いまの趣旨は、それ以上の広いのを入れないようにという、そういう趣旨ですね。

浅間委員 はい。

磯崎座長 そのほか、いかがでしょうか。

西澤委員 ローカルという前提がありますけど、そのローカルはどういうことを指すのでしょうか。つまり、中央に対するローカルなのか、どこであれ、ある一角がローカルなのか。例えば漢民族は中国で90%以上を占めますけど、それもローカルですか。

磯崎座長 この趣旨は、提供国それぞれの国の国内政策、国内法制度のもとで先住民として国内で公式に認定、位置づけられている先住民の人たちだけではなくて、必ずしもその国の国内法令や、その国の政策では先住民とは位置づけられていないような人たちを、すくい上げるために入れられている項目ですので、中央に対する単なるローカルという意味ではなくて、先住民的な色彩を持っている人たちという理解です。

ここの議論も先ほどからのと同じなのですが、伝統的知識の対象になるのは、先住民やそれに類する人たちですが、それが誰であるか。そして、その人たちが持っている伝統的知識とは何なのか、何が対象になるのかは、それぞれの提供国の法令で決まる。それを日本国内でも、そのとおりに遵守する。論点は、さらにそれ以上に狭める必要があるのか、ないのか、ということです。

日本側として、提供国の定めたもの、それをさらに狭める必要がないというのであれば、そのままでもよいですが、さらに狭める必要があるという場合、そのような意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

小原委員 質問をしてよいですか、いまの件に関して。

狭めるかどうかはともかくとして、どこで決まっているのかということと事前に周知されていることなのか、ということが質問なんですけど、民間伝承は、当然、これは守ってあげないといけないと思いますが、これがどうなのかということとあらかじめ提供国の、法令に書かれているとは思わないですが、何らかのあれがあるのか。後で訴えがあったときに、裁判なりで認めるのか。これはどちらなのでしょう。

磯崎座長 それは最初のほうの項目で整理してあった、「明確な」というのと、それから、クリアリングハウスを通じて周知されている...

小幡委員 そうすると、我が国にはこういう民間伝承のものがありますよということが、もうきちっとリストアップされているというのが前提ですね。クリアリングハウスに。

磯崎座長 それを前提にしたいということです。

小幡委員 いや、してくれないと、それは不平等だと思いますが。

磯崎座長 さきほどのこの検討会のあり方として、法令やクリアリングハウスを通じて情報として明らかになっていること、というのを既に求めています。

小幡委員 そうすると、そこに載っていなかったら、後からわかって、それは対象外ということですか。

磯崎座長 その場合ですが、それぞれの国の国内法令とのかかわりの問題を除いて、ということなのです。「除いて」というのは、もし、それぞれの国の国内法令のもとで、いま小幡さんが触れたような事柄が後から指摘ができるような制度だったり、あるいは、極端な場合は裁判であったり、というのがその国で成り立つのであれば、それはそうなる可能性は残っています。ただし、利用国としての国内措置で考えるときは、さきほどのような前提で考える。その枠であり方を考えてほしいという、そういうまとめ方です。

炭田委員 単なる情報提供ですが、伝統的知識とは何かについて国際的に合意されたものはない、ということがあります。それから、国内法として伝統的知識を定義しているような国も非常に少ない。遺伝資源に関する ABS 国内法を整備している国は条約加盟国の中のほんの 20~30% ぐらいですが、伝統的知識や原住民に関する国内法を整備した国というのは、それよりもはるかに少ない、というのが現状だと思います。2, 3 年前に特許庁さんの事業の調査委員会の末席に私もおりまして、その調査結果がそのようであったと理解しております。

クリアリングハウス・メカニズムで公表されるものも、近い将来、そんなに増えないだろうと思います。だから、あまり深く議論しても、相撲する相手がいないのに、ひとり相撲をとるようなもので、多くの時間をかけるのは賢くないと考えます。

伝統的知識の利用者と原住民・地域社会(ILC)の間で合意した相互に合意する条件(MAT)の中で定義された TK があるなら、その TK も参考にしましょうというようなことが、EU レギュレーション案の中に書かれていると記憶します。もう一度、原文を読まないとは確かなことは言えないのですが、そういうものがあるとことをご参考までに申し上げたいと思います。

この問題は EU の動きなども含めて調査して、検討したほうがよいのではないかと思います。

磯崎座長 いまのは、この資料 1 の、いまの項目の一番下ですね。で触れられていますが、ポイントは、これは広げるという趣旨ですので...

炭田委員 広げる趣旨ですか。

磯崎座長 ええ。つまり、国内法令などで明確に定められている、それからクリアリングハウスに載っているものでなくても、当事者間契約で、これが伝統的知識であると当事者が合意していれば、それを含めるということなので、このやり方を望ましいと考えるかどうかですね。

炭田委員 私は、今は、ニュートラルです。

磯崎座長 この相手国の伝統的知識ということですが、そのほかご意見は。

(なし)

磯崎座長 そうしましたら、いままでのような形で。

その次ですが、これはちょっと大きな問題なのです。これも実は、病原体やコモディティと全く同じです。商業利用と非商業利用、あるいは学術研究というのを、どのように位置づけるかは、提供国が十分考慮した上で決めるということになっています。先ほどからの話と同じなのですが、提供国に、このような形で定めてほしい、というのはこの検討会の対象ではないです。それから、名古屋議定書の締約

国会合で、商業、非商業の区分や学術研究の扱い方を、国際的にこう定めるべきである、こういうことにすべきであるという議論これもこの検討会の枠の外にあります。

そうした名古屋議定書や生物多様性条約が、それぞれの国に求めている考慮を果たした上で、提供国が定めた国内法令、特に学術研究などについて別扱いをしていないような場合、そのときに日本側でその措置について狭めるという必要があるかどうか、というのがここの論点ですが、いかがでしょうか。

小幡委員 本日付の机上配付にも書かせていただきましたが、いま座長のおっしゃったこと2点、相手側のことは我が国では決められない、また、その定義も決められないということですが、「学術研究における海外遺伝資源利用について」という意見書を出させていただきました。

1点は、第1パラグラフにありますように、現在、学術においては、契約書、同意書等を取り交わして、大きな問題は生じていないということをもっと申し上げたいと思います。

2点目は、学術利用目的では、海外から持ってきたものを第一次的に利用するにとどまらず、利用した遺伝資源を公表した場合は、第三者からリクエストがあれば、その研究者に提供することは、研究コミュニティのルールでもありますし、またこれは、研究結果の再現性を保証する、証明するための学術研究上必要不可欠なステップであります。先ほど微生物の話がありましたが、あれは、これをさらに一歩進めたものだと考えているところであります。

したがって、名古屋議定書にかかわる国内措置により、このような学術目的の第三者への提供が、自由かつ円滑に実施することができなければ、学術研究の発展の大きな障害となりますし、ひいては、多様性条約、また名古屋議定書の実現にも貢献できなくなると危惧しております。したがって、学術研究の目的に利用する場合には、第三者の提供も含めて、国内措置による規制管理はなし、もしくは最小限にとどめるべきだと考えているところであります。

仮に、学術研究利用後の遺伝資源の第三者への提供が、機関名や、利用目的、年月日などを管理、追跡、報告することが国内措置により、また、提供国によって求められて、それを遵守することになれば、学術機関に大きな負担が生じます。

現在、我が国においては、大きな機関のみならず、小さな大学の研究室でも行っていますので、そのような場合、遵守を求める場合は、同時に幅広い財政的支援が必要であることを申し上げたいと思います。

さらに、学術研究利用後の遺伝資源の第三者への提供は、国内外を問わずに提供されています。ですから、非締結国にも提供されることがあります。当センターですと、約20%、年間約3,000件が海外に提供されています。

そういうことを考えますと、我が国には厳しく、海外には簡単にといい、そういう内外格差が生じて、我が国の研究者に不利益を及ぼすことがないような配慮が必要だと思えます。また、当センターに限らず、遺伝資源機関は、商業目的へ提供することも想定されます。実際、当センターでは約30%、年間3,000件ほどが商業、営利目的に提供されており、そのようなことに対しても適切に対処できるような国内措置、また支援をお願いしたいと思います。

最後に、私の書いた裏面に、非商業利用と商業利用の定義、これは当センターで実施しているものですけれども、書かせていただきました。要するに、非商業利用というのは、非営利機関における非営利学術研究目的、すなわち学会等での論文発表など、成果の公開を前提とした研究開発における遺伝資源の利用を指しております。

商業利用と私たちが定義しているのは、その下にあります四つでありまして、営利機関での遺伝資源の利用、また、非営利機関と営利機関の共同研究または委託研究、また、非営利機関による営利を目的

とした、例えば特許を取得するなど、商業利用としているところであります。

以上のように、私たちは、学術研究における海外遺伝資源の利用について考えておりまして、規制は最小限にとどめるべき、また、仮にそれに対応が必要な場合は、財政的な支援が必要であるということをお願いしたいと思います。

以上です。

磯崎座長 いまのペーパーですが、実はいくつか複数の事柄が入っていて、先ほどからの議論と全く同じで、提供国がどのような国内法令を定めるのかについての要望的な事柄、それから、議定書や条約の締約国会議の場で検討していくべき要望のような事柄も、実は一緒に入っています。それから、日本が利用国としての国内措置ではなくて、提供国としての国内措置をとるとき、という前提の指摘も、特に2枚目の上のほうですかね が入っているのですが、ここで議論するのは、日本が利用国であるときに提供国が、特に学術研究を緩い取り扱い、または学術研究について、ずっと弱くしてくれているときはあまり問題がないのかもしれませんが、そうではなく、学術研究について別扱いをしていないとき、そのときにどうするかということが、いま検討をしている項目になりますが、そこではどうなのでしょう。

というのは、例えば第三者へであったり、公表であったりについて、制約がつくとしたら、提供国の国内法がそのような制約をつけている場合になります。当事者間での MAT の中で制約をどうするかということは、これは当事者合意なので交渉ができますが、提供国が国内法令で、我が国の遺伝資源に関して、というときに、公表やその他含めて法的に何か制約をつけているときは、交渉の余地がなくて、それに従わなくてはいけない。さっきと同じですが、その国の国内ではそうで、日本へ戻ってきたというときに、その国内法令の遵守、つまり第三者であったり公表したりというときに、その国の国内法令で制約があるのに、日本国内でそれについては、守らないというとな変なのですが、そうではない...

小幡委員 いや、そうは言っていないで、仮にそうならば、我が国は、この議定書にサインするということは、それを認めるということですよ。だから、3番目のパラグラフに 仮にそういう状況になれば、報告の義務も生じますよね。チェックポイントに。

磯崎座長 相手国がもしこういうことを国内法令で書いていたら、ということですか。

小幡委員 そうですね。ですから、それは遵守するということになれば、それはチェックポイントに、追跡して報告する必要が出てきます。

磯崎座長 チェックポイントとかかわりなく、提供国との間では、既にやらないといけなくなっているわけですよ。

小幡委員 提供国に逐一報告するのですか。

磯崎座長 もし、これが提供国の法令上の義務であれば。

小幡委員 法令上の義務であればそういうことになりますね。そのためには、やはり支援が必要だと申し上げている。

磯崎座長 はい。そうすると、これを日本国内でどうこうではなくて、それを行うために負担が大きいとき...

小幡委員 いやいや。この条約を批准しない限り、我々は外国の法律で縛られることはないのですよね。そこを確認したいのです。

磯崎座長 いえいえ。それはさきほど炭田さんが触れたように、外国の法令であっても、外国はここへ来て取り締まりはしないですが、そのときに、取り締まりをしないから知らん顔をするというのか、取り締まりはされないけれども遵守をするというのかの大きな違いです。

小幡委員 そのときに我が国は、外国が言ってきたことに対して、我が国の研究者を守るとか、そういうことはしないのですね。

磯崎座長 それは守るといのは、しなくていいと。今度は逆に、政府がそこまで認めてしまうことになりますよね。

小幡委員 そうでないと、海外の法律で我が国の国民が縛られるということを認めるということですね。

磯崎座長 いや、だから縛るといのは、強制的な取り締まりを日本の中で外国が行うわけではない。ただし、外国で、外国の法令が適用される活動をしたり、それに関連しているときに、日本国内でその関連する法令については遵守をする、ということです。

小幡委員 その遵守といのは、外国の法律に基づいて遵守するのですか。

磯崎座長 はい。

鈴木委員 小幡先生がここに書かれたことは、先進国の研究活動としては全部当然のことを書いておられますよね。これに対して、何ができて、何ができなくなるかという、材料の提供された国によっては、それに対する活動をするに当たっての、単純に言うとベネフィットを要求してくるようなことが、いまこの議論になっているのではないかなと思います。

例えば研究の自由とありますけども、どの国のどの材料も全部がこれの形に持ってこられるかという、そうではなくなりつつあって、日本の人が日本の中でやるのはもちろんいいし、こういうことを可能にしている先進国の中でのやりとりもいい。けれども、自分の資源をある法律で管理している国のものをここに持ってきてやる自由が、多分なくなっているのではないかと。そのときに、それに対して相手の国と協定を結んで、こういう形でやりたいと申し出ても、それがPICで、その後、それによって材料が手に入って、こういう活動を許された範囲でやっていくとなっていくことで、結構いろんな制約が増えてくる。これを全うしていくためには、支援がないと、いままでと同じメカニズムではできなくなってくる。その支援を、今度、全ての研究者がそれだけの負担でやるのも大変だから、自分たちのようなコレクションだと、少しでも円滑にする役割にならないかなといのは、いまの自分の仕事の考え方ではあるのですが、やはり各国が自分の持っている生物資源に対する主権的な権利を認められるようになったということは、それに対する主張する権利があるということで、それに対してベネフィットが説明できないのであれば使えないということがあり得る、そういう国もあり得るということですよ、多分。

ですから、それを少しでも広げることによって、我々の使える環境は、自分も増やしたいし、研究だからやってもいいということを事前にうまく国としてお互いに合意しておく、いい形がこれからできるのかな、ということも期待している感じなので、確かにここに書いてあること、これはどうやったらできるようになるかな、ということとは考えないといけないと認識しています。

小原委員 追加してよろしいでしょうか。学術研究、これは最初に申し上げましたけれども、ベネフィット・シェアリングという考えですので、金銭的以外のこともあるかもしれませんが、やはり金銭的につながる成果が出るためには、これは使ってなんぼの世界なのですね。したがって、やはりなるべく学術研究目的は少し分けてくれるような国が増えることを望んでおりますけれども、それはそうではないとなったら、これはもう学術研究に使えないわけですね、結局は。

その場合は、これは小幡先生がおっしゃるように、しょうがないけども、それも含めて、やっぱり我が国として使っていないといけないとしたら、これはもう「こうだからやれ」と言われてもできませんから、何らかの措置が必要だということになると思います。

一方、いま成長戦略というのを国としてやっておりますけれども、これは完璧に成長戦略の隘路にな

りますよね。生物多様性は大事だけでも、こういう形ではっきり学術研究を分ける国がどのくらいあるのかわかりませんが、ほとんどの国がもし全部一緒に、全てが PIC と MAT が必要で、最初の人はもちろんそれはやるけれども、学問の世界というのは、結局二次利用、三次利用、みんなが使ってこそ初めて成果が上がると思うので、そのときに、いかに最小限の手間でできるかというところが大事だと思うんです。

そういう意味では、どうなのでしょう。もう絶対だめというところは、しょうがないですよね。相手国次第ですから。でも、そうじゃなくて、グレー的なところもきっとあると思うのですが、そのときに、わざわざ国内措置として狭めることはない、全部カバーすることはないのではないかということが私の感じ。そこで狭めるというか、学術研究を除外、あるいは非常に簡便な措置にするということは考慮すべきだと。

磯崎座長 その狭めるときの何か説明と、基準とか。

小原委員 商業化、あるいは特許にする以前は、基本的には基礎研究、学術研究だという考え方です。

磯崎座長 それは提供国の国内法が、そこは区別してなくても、日本は区別をすべきであると。

小原委員 そこはもちろん微妙なところだと思っています。けれども、明確にあえて区別しないと書いてあったら、これは不可能ですよ。向こうの法律に。だけど、そこがグレーと申し上げたのは、どういうことになるのかわからないので、そういう言い方しかできないですが、なるべくグレーに書いていただくような努力をして、かつ、そうであったときのことをちょっと申し上げています。

鈴木委員 結局この議論になってくるとプロバイダーに対するベネフィットの議論になってきて、我々のような公的機関ですと、相手の国と技術移転や共同研究で、相手と一緒に論文を出せるチャンスになるようなことで見せていこう、となるわけだし、もし企業でしたら、そのリソースをマネタリーのほうでそれを活用する、いろんなやり方があると思いますけれど、そういうことを見せていくということで、相手と関係を保っていく。

もっと理想を言えば、そういう資源国が、むしろ日本とやるといろいろなベネフィットや研究もレベルが上がる、共同研究できるということを魅力に思ってほしいし、資源国の中で、むしろ日本と一緒にやりたい人同士の横の競争ができて、あそこの菌は、つまり「うちの国のリソースを使ってやってくれないませんか」となってほしいと思っています。

そのようなメカニズムに持っていくためには、むしろこちらの見せるものを見せて、このような形が先進国で、論文になって、それが評価されたりしていく。または、特許になったときには、どのようなかわり方をするか、というのに持っていくたたき台になることによって、我々自身は、むしろ使える材料を広くできるように、狭められないようにしないといけないのかなとは思っています。

小原委員 ただ、それはこの先の議論だと思いますが、理想だとは思いますが、そういう措置をする、その過程ですよ。これは必ず混乱が起こりますので、そのデメリットということをよく考えて、どういう措置をつくるかという、タイムスケジュールのようなものを考えていかないとならない、ということがもう一つあります。

最終的には、相手国次第ですから、相手があることなので、それに対応するものはつukらないといけないうとしたら、ただそれも、いつ作るかということは、こちらの判断が入ると思いますので、それも含めた十分な配慮が必要だというのが、この検討会として申し上げたいということです。

磯崎座長 いまのは、厳しい国内法令を制定する国のことを、「相手次第」と触れているのですか。

小原委員 いや、そうではなくて、もちろんそういう国があるかもしれませんが、非常に厳しいところはあるかもしれませんが、一般的に、これを区別しないと書いてあったときに、どういう措置を作っ

ていくのか。それをいつ頃インプリメントしていくのかということは、かなり行政的に対応できることかと思しますので、これは我が国の研究開発力を下げないようにすべきだと思います。

磯崎座長 ということは、ある提供国が区別をしないという国内法令を持っているときに、日本では、それを区別するような措置をとるべきであると。

小原委員 実質的に区別ができるということもあり得るかなと思います。手間とか、やりとりの仕方とか。結局、PIC と MAT ということがちゃんと把握されているかということモニターできればいいわけですね。

磯崎座長 はい。

小原委員 そのところの手間というのが、サポートも含めて、できるのかということですね。

磯崎座長 ということは、ベースは提供国の国内法令で動いて、負担やその他の点で何かを考える。

小原委員 そうということになると思います。それは、提供国がどうなるか知りませんが、でも、そんなに緩くなると思えないわけですね。

吉田委員 この学術研究の問題は、先ほどのコモディティなんかよりももっと原則がしっかりしてないといけない問題ではないかと思えます。先ほど小幡委員のほうから要望書が出されていましたが、やはり学術研究を円滑にしていくことによって利益が生じるわけですから、そこはやはりきちっと押さえた上で、ただ先ほど、ABS の問題ではないですけど、例えば希少野生動植物の輸入なんか、学術研究の隠れみので行われているのではないかという批判があったりするところがあります。そういうような批判を浴びないようにするために、透明性を確保する。それが、先ほどおっしゃった国の支援による何かモニターする制度なのかかもしれませんが、そこが確保できれば、原則はやはり学術研究はちゃんと、いままで確立されてきたルールであるとするのがふさわしいのではないかなと思います。

磯崎座長 ということは、いまの意見でも、提供国の法令が区別しなくても日本側は区別をすべきであると。

吉田委員 ですから、国内法の場合は、提供国が区別するかしないかはともかくとして、区別する国があれば、それに対処できるようにしておかなければいけないということですね。だから、モニターや透明性を確保しておけば、そういったことを求める国に対して対応できるのではないかと。

ただ、私が言いたかったのは前半のことで、いわゆる学術研究は基本的に原則がちゃんと日本の国内法で主張している 国内法が主張するというのはおかしいですが、それをやはりきちっと押さえておくべきことかと思えます。

炭田委員 いまの議論は日本の国内遵守措置を立法措置とするという仮定に立っているような印象を受けました。バイオインダストリー協会(JBA)と経済産業省は、生物多様性条約に基づいた遺伝資源へのアクセスの円滑化の促進というテーマで、20 年前から、特に東南アジアと良い協力関係を展開しています。東南アジアの実態を申し上げますと、条約に基づく ABS 国内法を整備している国は少ない状況です。多くの国は、生物多様性条約に基づく国内政策は明示していますが、ABS に専門化した国内法は整備するには至っていない。我々 JBA 側は、当然、条約の原則と相手国の国内法を遵守すべきと思っているから、現地で調べるのですが、ABS に専門化した明確な規則はない場合が多いというのが実態です。但し、JBA には ABS に関する自分達の明確な原則を持っています。それは経済産業省と JBA が作成した「遺伝資源アクセスに関するガイドライン(「アクセス手引」)」です。「アクセス手引」はボン・ガイドラインに基づいています。「アクセス手引」の重要な点は「利用国の責任」というコンセプトであり、2つの原則があります。相手国の国内法に従う。相手国の国内法がない場合は、条約とボン・ガイドラインの原則を念頭において、相手方と相互に合意する契約を結ぶ、という2点です。

具体的例で言いますと、相手国に ABS 国内法はなくても、例えば「国際共同研究に関する大統領令」と言うものがある。その法令に従って相手国政府の了解を得た上で、相手国機関と日本側が然るべき手続で相互に合意する協定を結びます。

相手国に ABS 国内法ではないけれども、相手国の国内法を遵守しているし、また、MAT も締結している。これは条約や議定書の原則を満足していると考えています。

我々の経験は、日本ではガイドライン的な措置で遵守の問題は機能してきたことを示しています。日本の利用者が能動的に原則を守るといった社会的啓発を推進することが必須だと思います。

小原委員 小幡先生も書いておられますが、そういう啓発活動は随分やっています、いまでも MTA、あるいは MAT、両方ですが、それは交わす方向で、当然これはやっています。

ただ、その先に、相手国の決まりがまだ十分ないときに、学術研究を最初から除外するべきではないという議論も少し早いのかなど。やはりこれは、先ほど吉田委員がおっしゃったように、学術の分野というのはどんどん使っていくって初めて次につながる成果が出るものですから、緩めるというのはちょっと語弊がありますが、そういうことも考えておかないと本当に損をしたいと思いますし、人類にとっての新たなインベンションが明らかに減りますので、そういう理屈で、いまこれを学術研究は除外すべきではないというもおかしいのかなと思っています。

外務省 小原委員が先ほど言われたコメントの中で、要素として考えなければならないのは、商業的利用、非商業的な研究目的で利用したものが、国内で移転をされていて、最終的に商業的利用になる場合、そういう場合は実際あると思うのですが、実は途上国と我々が交渉すると、そういう形で最終的に、ある意味では何かロンダリングのようにされて、ベネフィット・シェアリングされないという不満がかなりあるのは事実です。

そういうことを考えると、ここは議定書の中でもはっきり書かれていないのですが、むしろ国内での PIC、MAT、最初にアクセスした人というのはクリアですが、国内で移転していくときの、そのあり方をどうするのかというところは、多少日本の中でも考えなければいけないかと。最終的には、利益を生んだ人間が適正にベネフィット・シェアリングをするということは明確に求められているので、そこをつないでいく中で、どのようにきちんとトレースしていくのかというところは検討する必要があるのではないかと思います。

小原委員 何回も言っているのは、その距離が長いのです、学術の場合は。その間にたくさんの人が介在する。小幡先生も書いておられるけど。いまは MTA など契約はしていますけども、それをどう国際的に見せるかという、そういう観点だと受け取りました。

小幡委員 いまの点に関して、入れるときも契約書を結びますし、出すときも契約書を結んで出しています。ですから、入れるときの条件が付加されていけば、例えば報告すべきとか、商業利用のときは別途契約すべきとか、そういうことが寄託のとき、もしくは譲渡のときにそういう契約があれば、それは提供するときの提供条件、利用条件として付加して、提供をします。それで、それはそういう何らかの商業的利益、また特許を取ったときは、こちらにフィードバックする、もしくは寄託者に連絡するということにしてあり、その辺は担保するように仕組みがつくってありますので、それを着実に利用者が実行するということが求められると思います。仕組みは既に完成していると思います。

磯崎座長 いまのところは契約遵守の話のほうなのですが、もちろん契約の中身と、それから法令の要件の中身で、特に法令要件の中身を補強するような契約でそれを支えていくというようなやり方で、それが重要であるというのは、どこかほかでまた書いてもよいかもしれないです。

炭田委員 国内遵守措置のほかに、政府による支援措置が重要だと思います。アメリカでは NIH や

NCI 等の公的な機関がちゃんとしたモデル契約書を公表しています。それはこれまでのトラブル等の経験を踏まえてプロの法律家書いているから、トラブルが発生しないように配慮されており、我々にも役立ちます。アメリカの公的機関も条約遵守の姿勢を見せていますね。

JBA の ABS 相談窓口にはこれまでに 450 件ぐらいの相談がありましたが、大体、25-30 パーセントは学界の方からの相談です。全国には大きな大学もあれば小さな大学もある。会社組織と違って、大学の先生方はそれぞれの教授の方々の独立性が強いためでしょうか、ケースにより格差がありますね。

今後の科学技術インフラストラクチャーは、ABS 問題等の法的問題への対処も含んだインフラに進化させるべきだと思います。少し長い道のりかもしれないけれども、そういうインフラをきちんと整備している国は栄えるし、そうではない国は没落するかもしれない。

政府の支援の下に、そういう科学技術インフラを国家として戦略的に進めていくことがぜひ必要だと思いますね。事例を出すと、九州大学は自発的に大学の中でそういう制度をつくって、原則的には全学部がそれに従うというシステムに既に設置している。あのような形で、全国の大学が効率的な方法で科学技術インフラの整備を進められることを期待しています。もちろんそれには文部科学省さんの支援が必要だと思いますし、それが日本の長期的な国益のために非常に役に立つと思います。

磯崎座長 いまのように、この国内措置のあり方で、あり方の中にもそうした支援であったり、繰り返しますが、負担が大きくなるようにというような、そういう措置を組み合わせるということ。それから、この国内措置にとどまらず、もう少し広い視野で、ABS であったり、この分野について、国際的な情報であったり、望ましい方向へ引っ張っていくような、この措置だけではなくて、もっと広い分野の考え方とも積極的にそこを進めていくというような、そういうまとめの文章も必要かと思います。

小原委員 いま磯崎先生が非常に重要なことをおっしゃっていただいたと思います。それは実現するかどうか分かりませんが、そういう方向性というのをどこかに掲げて、誰がやっていただけるかよく分かりませんが、交渉相手がいるわけですから、そうしたほうが、結局、提供国にとっても利益があるということですので、そういう方向のまとめも必要かなと思います。ありがとうございます。

磯崎座長 あと、いまの枠ですが、右側の 、 のところで、今日指摘された論点のほかにも、この中にもいくつか は間接的に関係するところですが、入っていますので、これらを含めたような形で、それから正面からは指摘がなかったところですが、下から二つ目、学術研究、商業利用、非商業利用の区別自体が難しいという現実も片方ありますので、それらを前提にした上で、今日の議論のまとめという形をしていきたいと思います。

炭田委員 産学連携の重要性について申し上げます。最近、多くの大学は知的財産本部を設置して、商業化も念頭に置いた体制をとっている。大学にはそういう応用研究をする方もおられて、特許とか知財権の取得を考えておられるし、また、民間への技術移転のための機関も設置されている。

文科省と経産省の間に産学連携の部門がおありと思いますが、ABS の観点からも学術と産業のインタフェースでの連携を工夫して頂き、学界の海外との ABS 契約のフォーマットも産業界にスムーズに流れ得るような内容に初めから工夫しておくことをご検討いただきたいと思います。

小幡委員 いまのことで、私の書いたペーパーの後ろに、私たちのセンターで使っている提供同意書の商業利用 実際は「商業利用」と私たちは言っていないで、「営利目的の利用」と申し上げていますが、その定義を書かせていただきました。そこでは、いま炭田委員のおっしゃった、非営利機関と営利機関の共同研究というのは営利目的であるという定義でありますし、委託研究もそういう定義でありますし、営利用の提供同意書を結んでいただくということで、これまでやってきました。

また、この同意書は、海外に対しても同じ内容でありまして、それに対しても大きな問題はなく運用

できています。

これは、当センターにとどまらず、文部科学省の行っているナショナルバイオリソースプロジェクトでも用いられている定義でありますので、やはり利用者、また提供者、提供国も含めて、その辺の合意を得るためにこのような判断をして運用をしているところです。

いまの炭田先生のご意見に対しての、理研、文科省、ナショナルバイオリソースプロジェクトの対応の状況です。

経済産業省 先ほど炭田委員から言われました産学連携に関して、確かに非常に重要なご指摘ですので、常々経産省は他省庁さんと連携して名古屋議定書の検討をしているところですが、今後もそういうようなものをぜひ積極的に進めていきたいというふうに思っております。

お話を伺いながら思ったのは、連携するのはおそらく役所だけではなくて、実際実務的には、所管している省庁だけではなくて、産と学、あるいは産の間でも非常に連携が大事になるのではないかと考えており、国内での体制のようなものも、ぜひこの中でご検討いただければと考えております。

北村委員 学術目的を適用除外にするというのはなかなか厳しい話ですよ。ただ、結局、いかに、ある提供国の国内法令を日本国において遵守できたというように考えるかと。こういう話だとすれば、例えば学術の世界ではかなり自主的なルールがあって、それで回しておられるようにお見受けするところですので、例えばそれを届けていただいて、包括承認してしまえば、そのルールで日本国できちんとできるというように、提供国に対して国家が保証すると、そのようにやっていくのも一つあるかなと思いました。

結局、適用除外ではなくて、いかに遵守が保証できるかという、こういうことを言えばいいわけですから、もっともそういうことを提供国が認めてくださるかどうかは別の問題ではありますが、それなりの合理性があるというように、磯崎先生が先ほどからおっしゃっていますので、一つはそういうものがあるかなと思いました。

もう一つ、どうも気になりましたのは、提供国の国内の事業者がやるということは当然ありますけども、往々にして、提供国の側では、仕組みはあるけどちゃんと回っていないということがあるすれば、日本がばか正直に、それよりもはるかに高いレベルのことをやるというの、何か衡平に反するという気がいたします。しかし、これは実態問題ですから、制度は立派だけれど運用はあかんというときに、やはり日本国は、そういうところに合わせるわけにはさすがにいかなくて、生真面目にやるというのもおかしいと思うのですが、やはりこれは国際法的には、なかなかそういう実態をにらんで日本の制度の按配を考えるというのは、これは非常に難しいことでしょうか。

磯崎座長 いまのところは、6条3項で書かれている、透明性や確実性に合っているかどうか、あるいは、クリアリングハウスに出ている情報の正確さや、そのレベルで対応ができると思います。

それから、15条1項で、「均衡する」という用語が入っているので、相手国の法令の確実性や透明性があまりに低いというときに、当然、そのレベル以上のことはできないというので、その対応も、それは可能ではないかと思えます。

前半で北村さんが触れていたことですが、産業界だけではなくて、学術のレベルで、それぞれの団体であったり、それぞれが行っている、そういう自主的なガイドラインやルールで、それをもって、あるいはそこに加盟している関係者が、そのレベルで十分対応していると考えられるような、そういう措置を組み合わせていくという、その対応は、先ほどから触れていますように、後半のほうで入れていきたいと思えます。

この非商業、学術という観点では、それでよろしいでしょうか。

鈴木委員 一つよいですか。商業だけではないのですが、最初から、この全体を通じて、磯崎先生が、相手国の国内法、国内措置は相手国のことだからということで、そこには触れないような中での議論ですが、実際、いまのような、特に小幡先生がつくられたこのような研究者としてのモチベーションというのは、現場の向こう側の資源国も一緒にやりたいというのがあるわけですね。けれども、例えばほっておくと、プロバイダーの国は、法律屋さんが法律ベースでつくっていくほうが多くて、むしろこういう考えを持っている向こうの人をもう少しアクティベートしたほうが我々にとってはよいと思います。勉強する機会があったのですが、CBD のほうでは、いわゆる人材育成というか、ナショナルレベルのキャパビルというものの考え方もあるようなので、むしろ一緒にこういうことをやっていくためには、こういうほうに持っていったら、ということもありかと思うのですが、いかがでしょう。内政干渉でダメなのでしょうか。

磯崎座長 正面から書いてしまうと難しいですが、先ほどのように、この国内措置のあり方と関連して、締約国会合の場であったり、国際的に主張したり、展開していくという、そういう活動は活動で並行して、こういうことを行うべきである、というまとめ方が可能だと思います。

炭田委員 参考情報として申し上げます。幸か不幸か、私は条約の国際交渉の末席にすわることで、東南アジアの現地で ODA 等による生物多様性の研究プロジェクトにかかわることを、同時並行的に 15 年以上も続けてきました。途上国の国際交渉ネゴシエーターは通常、めっぼう気が強い法律家であることが多く、先進国に喧嘩を吹っ掛けるタイプが多い。途上国の現場の研究者は実直で研究に熱意があるし、また、自国の生物資源を使い自分達の力で産業を起こしたいという強い意欲も持っている。では、現実の途上国の人全般ではどちらのタイプに近いかというと、私は、研究者のような実直なひとが大多数なのではないかと思えます。

だから、日本のアプローチとしては、大学対大学の当事者間で共同研究を推進したい人たちからボトムアップで共同研究の話を上げていって協定を結ぶのが一番、実際的だと思います。そうすれば生臭い交渉でなく win-win の関係が築き易いと思えます。

報告書では、途上国との協力については、先ほど鈴木委員が言われたように、条約用語である「キャパシティ・ビルディングを推進する」という表現を使うのが国際的にもスマートだと思います。

磯崎座長 ありがとうございます。

時間がもう 30 分近く超過をしていますので、論議のほうはここで。次回、MAT に関する項目から始めることにしたいと思います。

2) 検討会報告書素案について

磯崎座長 議題が上がっていたのですが、資料 2 についての説明ですが、つい二、三日前に手にして、十分まだ見ていないという意見もありましたので、内容的には、次回までにこれを読んできてもらう。ただし、この資料 2 のレベルでは、今日の議論は反映されていませんので、前回までの議論のまとめで、しかも、そのうちのほとんどは、過去の経緯などで、論点として議論しているのは、がこの委員会で中心的にやっているところですけども、それについては、分量的に後ろのほうでわずかしが入っていないですが、今日の議論で後ろが少しずつ増えていくという、そのような位置づけと見てください。

小原委員 ざっとこれを読ませていただいたのですが、経緯は、歴史的事実はそれはそうなのですが、例えば「意義」とかというところがありますよね。あの辺も確かに意義はあるのかもしれないですけど、今日のような議論というのは、当然、これもあったと思いますが、どうしてこういうものが議定書

できたのかなというも、素人としては非常に不思議なところがあります。単純に意義というのを三つ挙げられていますけど、挙げられるのはいいけど、検討会としてあれを認めるのかどうかということも含めて、議論があるのかなと若干思いましたので。

磯崎座長 だけが議論というわけではなくて、その前の文章についても当然見てきていただきたいと思います。

小幡委員 1点だけ教えてほしいのですが、この報告書は、誰が、誰宛てに、どの時点まで完成することになっているのでしょうか。報告書を書く主体というのは、この委員会なのですか。それとも環境省なのか。読む人は、誰が読むのですか。

中澤補佐 この検討会は環境省で設置しているものですから、環境省に対して報告をいただくことになります。

小幡委員 環境省に対する報告書。

中澤補佐 はい。

炭田委員 私が今日の検討会の冒頭でご質問しました三つの点のうちの2番目と3番目です。今回、第9回会合から8月までの間、どのようなスケジュールで検討を進められるのか、これが第1点です。それはどうなのでしょう。

磯崎座長 次の議題で説明をするつもりだったのですが。

炭田委員 それから、繰り返しますけど、もう一点は、この検討会のアウトプットである報告書を、どのような目的で、それから、政府による今後の検討スケジュールの日程の中で、どのような位置づけで活用されるのか、そういうことをご説明していただけたらと思います。

磯崎座長 それでは、一番最初に炭田さんから出されていた質問との関係で、お願いします。

(追加資料配付)

3) その他

牛場室長 お手元にお配りさせていただきましたが、前回の資料1の修正ということでお配りしました。今日の議論の前に、事務局と座長でご相談してまとめたものですので、第8回目の検討会の6月10日は「論点に関する総合的議論」の2回目ということで、終える予定だったのですが、ご承知のように、本日はこの議論を終えられなかったということで、このスケジュール自体も少しさらに見直しが必要ということになるかと思いますが、第9回の検討会においては、引き続き総合的な議論を、できれば最後まで終えていきたいということと、報告書素案を、資料2としてお示ししてございますが、これに本日の議論も踏まえて加筆して、できればこの部分についても検討に入りたいと考えております。

以下、今後の検討を踏まえて、また若干の修正等が必要になってくることもあろうかと思いますが、いずれにしても、事務局としては、夏ごろをめどに検討会としてのまとめを、できればいただきたいと考えております。

検討会後の進め方ですが、先ほど補佐から話がありましたけれども、環境省の検討会でございますので、検討会報告として環境省にいただいて、関係省庁の連絡会議の下に置かれております作業部会等で、具体的な措置については、より具体的に検討を深めていくというのが大きな流れでございますが、このスケジュールについては、現段階で細かくご提示できるようなものがいまあるわけではございません。

いずれにしても、今日いただいた、あるいは検討会として取りまとめをいただく、引き続きこういうことを検討する必要があるなど、いろいろな課題があると思います。そういったものを踏まえて、具体

的な措置を検討していきたいということでございます。

炭田委員 ここにおられる委員の方々は、それぞれの分野の専門家ですが、ABS 問題に関しては必ずしも専門家ではない。こういう会議での情報共有と意見交換により、ABS 問題に関する理解が急速に深まって行かれると思います。

我々のように現場で実際に物事に直面している者の立場と、大所高所から行政官として物を見られる方とは、物事の見方が必ずしも同じではない。また、行政官の方も、所属する組織の担当分野の専門家である、といえるかもしれない。だから、こういう情報交換の場は、行政官の方々の ABS に関する理解を深めるのにも役に立っているのではないかと思います。

だから、こういう対話を続けることは関係者すべてに有用だと思います。そのためには、それなりの時間が必要です。

国内措置の内容や性格はこれから議論すべきテーマですが、私は、日本にいずれ何らかの国内措置ができるであろうと想定しています。そういう新しい時代に向けて進むという意思もあります。ただし、国内措置の検討プロセスのある段階以降からは、主として行政内の活動となるのではないかと想像します。その前までに、現場で実際に物事に直面している我々は、行政官とこのような対話を続けて、国内措置の考え方や内容についてしっかり吟味することが必要です。我々と行政とが共通理解の確立を終えてから、行政サイドの検討に移って頂きたいと思います。それをせずに、スケジュール上の期限を固定して、しゃにむにある形で報告書をまとめようとするべきではない。それなりの時間をかけて議論を深めないとまとまらないと思います。必要な限りここでの検討を継続していただきたいと思います。

磯崎座長 炭田さん、その中には、あり方の検討だけではなくて、検討すべき方向性とか枠組みとかというのをいまここで考えていますが、そのあり方の後の、具体的にその枠の中でどういう具体的な措置や手続を考えていく、そのプロセスにおいても、全く同じでなくても、このような場が必要であるという、その意見ですか。

炭田委員 ちょっと説明させていただきます。座長は、方向性とか、枠組みとかに関する上位概念の検討を想定されているのだと思いますが、そのときも、現場ではこういう問題があるけれども、具体的にどうするのか、を両輪で考える必要がある。法的観点のみからではバランスのとれたまとめ方はできないと思います。だから、ここで枠組み等の検討をするときも、実態を踏まえた議論をしていただきたい。ある程度の方向性がでてきたとしても、こういう対話を踏まえて具体的なことを議論しないと意図したものとは違うものになり、副作用が生じて、結果としては、日本国民の利益に反するような悪影響を及ぼす可能性もある。

例えば、EU の「インパクト・アセスメント 1 (影響評価)」は時間をかけて百数十ページにまとめられていて、彼らなりに検討していることが窺えますね。我々はある意味ではそのようなステージに入りかけているわけで、これはぜひ続けて、国民に悪いインパクトを与えないように、制度設計の初期段階から悪い因子は取り除いていくということを、我々も含めた対話の中でやっていただきたい。それにはやはり時間がかかるのではないかと思います。

小原委員 スケジュールはともかくとして、パブコメがありますよね。パブコメで何を聞くかということにもよりますけど、これはある程度具体的な国内措置に関することがないと、もちろん方向性というのはいろんなレベルがあると思いますが、行けないのではないかなと思うのですが、これはどの程度の報告書にするつもりなのでしょうか。

磯崎座長 まだ最終的にまとまっているわけではないですが、例えば、これまでこの場では意見の違いないようなこと、病原体もそうですが、遺伝資源や派生物であつたりについて、何となく一つの方

向を向いているようです。ただ、行政が具体的に検討をするときには、この場に出ていない意見、もしかすると、ヒトの遺伝子も対象にすべきであるという意見がものすごくたくさん来るかもしれないですし、派生物も全て対象にすべきである、という意見が来るかもしれません。そういう、この委員会の場では反映されていないものがわからない限り、行政が具体的な措置の検討ができない。逆に言うと、そういう手続を行政に対して踏まなければならないようにしているという、その措置の一環と理解していただければいいのではないかと思います。

でも、それとの関連で行きますと、この委員会の場である程度こうだと言ったのですが、いま触れたように、この委員会とは違う意見が出てきたときに、この委員会、個々のメンバーとしても、自分の意見や委員会の意見と違う一般の人たちから意見が出てきたときに、どう、それに対応するか、説得できるかという、ことに対する問題も実は抱えています。それがわかるという意味でも、途中段階でパブリックコメントが必要になるということだと思います。

小原委員 もちろんそうですが、その時に書く内容が、あまりにもぼやっとしたら、書きようがないかという気がするので、例えば両論併記みたいなことも当然あると思います。割れているとか、そういうものが仮にあったとしたら。

磯崎座長 項目のまとめ方ですね。ですから、このパブリックコメントで具体的な措置までを出すわけではなくて、この方向でという。この項目についてはこういう考え方の中でここに絞るのがという、そのような整理になるのだらうと思います。

炭田委員 この報告書を詰めるにはそれなりの議論が必要だし、まだ時間がかかるかもしれない。だから、もしパブコメにかけるとすれば、それは中間的な報告書案に対するパブコメであると、そういう受け取り方でよろしいですね。

つまり、最終的にはこういう方向で行きたいということ、パブリックにオーソライズしてもらうのが目的ではなくて、いままで検討してきた項目で欠けているのがあればそれを拾うということであって、我々の作業をさらに補強するためのパブコメであると。だから、作業はさらに続く、という理解でよろしいですね。

牛場室長 パブリックコメントは、検討会の報告書(案)としてパブリックコメントにかけますので、それで意見をいただき、その意見を報告書(案)に反映したり、しないものもあるかもしれませんが、そういう意見も踏まえて、検討会の報告書として取りまとめをしていくということです。

炭田委員 その取りまとめた報告書は、後で「案」は取れるのですか。

牛場室長 あり方の検討会の報告書としては、「案」は取っていただきたいと考えています。

炭田委員 検討会ではまだ検討が終わっていないのに、「案」を取るのですか。

牛場室長 あくまでも、あり方の検討会ということで。具体的には、国内措置案の話がされているのでしょうか。

炭田委員 いいえ、違います。報告書素案という「案」がありますね。だから、検討会ではまだ十分に議論していないのに、その「案」を取るのですか。

牛場室長 議論が残っているのに案を取るということはございません。ただ、両論併記になるなど、そういうことはあろうかと思います。

星野審議官 当然この手のものは予算的な制約がありますし、5年も6年もというわけにはいかないところで、いま関係する業界の方皆さんに入っていていただいて、我々が想定しているABSの国内措置を考える場合に、かかわる人たち、各省庁も含めて、一堂に会してさまざまな課題を議論して、情報共有をしながら、どういう国内措置があり得るか、そういう検討をしてきたわけです。炭田さんがおっし

やるように、検討が足りないところがあるのだと思います。それは報告書の中に、こういう点については十分な検討がなされていないという表現もあるでしょうし、意見が二つに分かれているようなところには、こういう考え方の意見とこういう考え方の意見があるのだと、そういうことを報告書のまとめとしていただいて、最終的には、その「案」が取れた形で示していただく。

ただ、その中には、引き続き検討が必要だということも明確に書かれているし、意見の一致を見ないで、全く正反対の意見があるのだということもはっきりさせる。十何回開いた議論を、この検討会のメンバーとしてとりあえずまとめていただくということだと思います。それをもとに、次のステップをまた我々は考えないといけないと思います。その過程で、炭田さんがおっしゃるように、こういった意見交換の場は非常に重要だと我々も思っていますので、第二次検討会という形になるのか、全く別の形になるかもしれませんが、何もないうまま国内措置の具体的な検討を進めていくということはないと考えていただいて結構です。

炭田委員 もう一点ですが、報告書案の目次案のところ、例えば学术界はこう考えると、学术界の書かれた見解、例えば今日も非常に重要な考えが出てきておられますね。それは学术界として修正されるかもしれないけど、学术界はこう考えるというような、そういう文章も入れるとか。産業界としてはこういうように考えて、こうしていただきたいというような文章も入れるという、そういうセクションも設けていただけたら非常によいと思います。

例えば EU の場合は、EU レギュレーション案が出る 10 カ月とか、もっと前に、パブリック・コンサルテーションと称するものを行って、それぞれの学術とか産業界のセクターが自分で書いたものを EU に送って、EU はそれを全部受け入れて、それを公表していますね。こういう案だと。

我々のこの検討会では、まだそういうステップはされていないと思うので、その報告書案のときには、学术界はこう要望するとか、あるいは産業界はこう要望するとかいうのも、そのまま入れる、そういうセクションも設けていただきたいなと思います。

牛場室長 それは報告書の中でそういう項目を設けて、学术界からこういう意見が出ている、産業界からこういう意見が出ているということも書けると思いますし、出していただいた要望書を参考資料としてそのままつけるということも考えたいと思います。

外務省 環境省以外の関係省庁の意見を多分代表するのだと思いますが、この検討会は、我々としても非常に重要だと思っているのですが、名古屋議定書で求められるコアとなるような国内措置、特に遵守、不履行の場合にどうするのか、チェックポイントというのはどういう活動をするのか、この他、重要な話としては、国内 PIC をつくるのかどうかというような、肝心なところについての実質的な議論がなかなかこれまでされてこなかったのではないかとというのが、我々の正直な意見でございまして、我々としてもやはりそういったところは、有識者の皆様方が集まっているところで、十分な意見を踏まえた上で、その後で関係省庁で、そのあり方というのを検討するのが筋道ではないかと思っておりますので、そういう意味では、そういったサブスタンスな議論というのが、8 月までに終わることができるかというところは若干クエッションがあるのが正直なところでございます。

経済産業省 外務省さんとほぼ同じ意見ですけれども、経済産業省も、こういう名古屋議定書の国内措置に関しては、全ての関係者を交えた検討、あるいは、そういう方々に届くような検討体制というものの方が非常に大事なのかなと考えております。そういうことを考えると、この日程というのは非常に厳しいものではないかと考えております。

それから、今後の検討体制についても少しお話が出たかと思いますが、その際に、少なくとも全ての関係者に届くような検討体制を構築していただければと思っております。その際、一遍に全ての関係者

に届くのが難しいということであれば、例えば順を追って届いていくような体制や、いろいろなことが考えられるかと思いますが、そういう検討体制について、じっくり意見交換等々をしていただければ、大変検討に役に立つのではないかと考えております。

農林水産省 そのほか、役所の関係で気になっていることといたしましては、どうしても遺伝資源は、非常に関係している業界といえますが、産業だったりとか学術だったり、非常に範囲が広いです。全部一遍に当然議論できないということで、代表的な関係の方々にお集まりいただいてという形の委員会を、環境省さんにもやっていただきましたが、例えば私ども農林水産省の関係ですと、主なところは種苗や食品というものですけれども、業界代表として出ていただいているわけでもないですね。一企業の、まさに専門家として出ていただいているという、ある意味ではステータスだったりするところなので、そこはまた業界の代表で出ている方もいらっしゃる。そういう中で、いままとめがされていると。

あと、もっともたくさん、いろいろな違った形で遺伝資源を使っている、もう少しマイナーな業界といえますが、そういうところもたくさんありますので、そういう方々の意見もまだ聞いていない状態でいままとめているという。そういう前提に立って、とりあえず出ていく、パブコメしますよということでも、持っていき方によっては、これが日本でのいまの意見です、集約ですという形に、ミスリードといえますが、そういう形にならないような、まだまだ、いまから集めていきますよという形にするのか、もうちょっとしっかりまとめていくのか、そのあたりでどういう見せ方をするのか、どういうふうに国民の皆さんに出していくのかというのは、また議論させていただければと考えているところがございます。

炭田委員 私の隣におられる寺田委員は、最初のころから一貫して立派な意見をずっと言ってきておられます。生物多様性条約とITPGRFAの狭間で非常に悩んでおられる。しかし、意見は正しいけれども問題の解決方法にはまだ全くたどりついていない。しかも、今日、重要なタイミングのときに寺田さんが発言される機会がなかったのだと思いますが、非常に静かだった。さらに、食品分野は非常に重要な分野であるにもかかわらず、議論がされずに残っていると思います。

磯崎座長 いま炭田さん、それから杉中さんが触れられたのは、今回の項目に入っていますので、そのときに、ということになるかと思いますが。

作田さんからの意見ですが、これは、この委員会とパブリックコメントの二つだけで、という指摘ですので、これは事務局のほうに、そういう必要があるか、可能性があるかは考えていただければいいかと思いますが。

それと、経産省からは、どちらかというところ、このあり方検討会の後の行政の中でどういう形で動いていくかということにかかわると思いますが、その辺は、先ほど星野審議官が触れたような形で、これに類似したようなものも含めて、行政だけで全部まとめていくわけではないという、そこについては確認をしたいと思います。

そのほか、どうぞ。

亀澤課長 スケジュールについては、環境省としては、ここにありますように、8月にはまとめたいとは思っておりますけれども、一方で、十分に議論をしていただきたいという思いもありますので、そこは、先ほども申しあげましたように、スケジュール的にも柔軟に対応をしたいと思っておりますし、必要であれば、もう一回回数を増やすとか、そういうことも含めて、柔軟に対応したいと思っております。

それから、関係業界からの意見につきましても、先ほどお話ししたように、意見・要望として出していただければ、報告書の中に盛り込んでいきたいと思っておりますので、報告書をまとめるまでに出していただければ、盛り込んでいくことを考えたいと思っております。

また、検討会後の体制につきましては、役所だけで国内措置を決めるということにはならないと思っていますので、その議論の過程で関係方面の意見を聞く必要があると思っています。そういうことも含めて、意見を聞く場も考えていきたいと思います。

磯崎座長 そのほか、いまのこと以外、今日全体のことでよろしいですが、何かもし委員の方でございましたら。

(なし)

磯崎座長 すみません。時間が大幅に超過してしまいましたが、それではこれで今日の委員会を終了したいと思います。

中澤補佐 本日は大変長い時間にわたり熱心にご議論をありがとうございました。

次回検討会は7月1日に開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それ以降については、また日程調整のご連絡をさせていただきますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

以上